

平成30年 6 月 7 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
観	光	井上	啓時
税	務	丸山	隆
市	民	栗秋	克彦
健	康	橋爪	美栄子
建	設	山口	英二
都	市	原	寿之
農	業	原	信也
林	業	若杉	信嘉
学	校	原	亮一
ス	ポ	池田	孝治
文	化	持丸	末喜
人	権	橋本	秀樹

議事日程第2号

平成30年6月7日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 橋本正敏議員
- 2 牛島孝之議員
- 3 高橋信広議員
- 4 栗原吉平議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に橋本正敏議員、牛島孝之議員、高橋信広議員要求の資料を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

おはようございます。本定例会のトップバッターで言わせてもらいます、2番橋本正敏です。最後までどうぞよろしく申し上げます。

昭和60年に八女市の人口が8万4,556人であった。それが平成30年、ことしの5月末現在の人口は6万4,173人であり、約76%に減っております。この中で八女市の主要産業である農業従事者の人口は、同じく昭和60年に1万7,517人であった。それが平成27年、30年後には6,069人、実に3分の1に減ってきております。少子・高齢化とよく言われますが、

やはりこの農業従事者の人口減少こそが大きな要素になっているのではないかと考えます。

さらに年代別の農業就業人口を見ますと、60歳以上が全体の約7割を占めています。このうち70歳以上の方が約4割を占めております。対照的に新規就農者はここ数年、年間約15人でございます。平成28年は14人です。この現状を踏まえ、今後急激に減少するかもしれないこの八女市の人口、特に農業就業人口をいかに確保していくか、その施策について質問をしたいと思っております。

1つ、新規就農者に対する支援はどうなっているか、2つ目に農地中間管理機構、俗に言う農地バンクの活用についてどうなっているか、3番目にキウイフルーツかいよう病について、その対策を伺います。

あとは質問席にて質問します。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。2番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

縮小する農業の振興策と激減する就農者に対する支援についてでございます。

まず、新規就農者に対する支援はという御質問でございます。

新規就農者が減少している中で、将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の事業に加え、八女市独自の事業を拡充し、新規就農者の育成、確保に努めております。具体的には、現在実施しております国の制度を活用し、就農後5年間にわたり1,500千円を上限に給付を行う事業に対して、本年度から助成金を上乘せし、就農後の経営確立支援を行っているところでございます。また、経験豊富な農業者を里親として委嘱し、新規就農者に対して助言及び指導を行う新規就農者里親制度や、新規就農者の農地確保を支援するための新規就農農地確保支援制度に新たに取り組んでおります。

次に、農地中間管理機構（農地バンク）の活用についてでございます。

高齢化の進行に伴い農地中間管理機構への貸し付けの増加が見込まれる中、基盤整備が十分行われていない農地について担い手が借り受けにくいおそれがある一方、機構に貸し付けた所有者が費用を負担してまで基盤整備を行うことはまれであり、このままでは基盤整備が滞り、結果として担い手への農地の集積、集約化が進まなくなる可能性があります。

この状況の中、今年度新規対策として農林水産省所管の農地中間管理機構関連農地整備事業が新設をされました。この事業は未整備地区の区画整理、農用地造成を対象工種としており、対象農地面積は10ヘクタールであります。中山間地については5ヘクタールとなっております。今後、担い手農家、農地中間管理機構及び福岡県との情報共有に努め、市内の農業基盤整備を推進してまいります。

次に、キウイかいよう病の対策についてでございます。

かいよう病については、平成26年度に確認されて以来、福岡県のマニュアルに沿って対応

してまいりました。今年度におきましては、4月下旬から5月にかけての雨風と低温が大きな要因となり、5月21日現在、87園地、922アールでかいよう病の発生が確認されております。対策といたしましては、キウイフルーツ部会、JA、八女普及指導センターなどの関係機関で組織するキウイフルーツかいよう病地域対策会議で対応しております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○2番（橋本正敏君）

ありがとうございます。それでは、まず青年就農給付金について御質問します。

資料にありますように、毎年約10名ほどの申請者があるようですが、この人たちが実際に終えられて、またはその途中からでも実際に就農される実績、それから、途中でやめられる方についての人数、その辺を教えてください。

○農業振興課長（原 信也君）

おはようございます。お答えいたします。

今、議員質問の新規就農者の中で途中で離農される方という御質問だと思いますけれども、この青年就農給付金を受給されてある方につきましては、その資料に挙げておるとおりでございますが、うちで確認しております範囲で申し上げますと、この給付金をいただいた中で離農というか就農されていないという方については、現在のところ確認をしていないような状況でございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

この給付金制度が実にうまくいっているという証拠でございますけれども、ただ、先ほど市長の答弁にもございましたが、里親制度という言葉が出ました。実際は新規就農する方は全然農業をやったことがない方がされる場合がございます。そういうときに誰がその技術的な指導をするのかという、その面でなかなか途中で離農していく方が多いと聞いております。この給付金については、それはなかったということですが、今後、実際に農業を始められようとする方についての就農後、途中までは、5年間はそうやってフォローをされるわけですが、5年後、実際に就農をされてからのフォローはどんな形でやっておられるのか、御質問します。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、里親制度ということでございましたが、この制度につきましては、平成30年度より八女市の市単独ということで、それぞれの就農に対する援助を強くしていこうということでの制度でございます。今まさしく議員おっしゃったように、空き農地が出たりであったりとか、当然、中山間地で自分がもう高齢だからやめたいなとか、そういうところによって出て

くるところを、当然その方は営農に関してはそれぞれの分野で、果樹であったり、野菜であったり、そういうことを熟知してある指導者が地元がたくさんおられますので、希望があればそういう方に営農の指導をしていただくということでの補助制度を若干上乘せというところで、平成30年度より里親制度ということで本年度から実施を進めております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

それで、篤農家というか、受け入れ農家の選定というか、どうやってその方々を見つけるのか。確かに周りから見たら、あそこはいい農家だなと、ああいうのを目標にしたいなという農家はございますけれども、なかなかそれを実際に受け入れとなると難しいものがあると思います。それをお願いするに当たって、どのような方法で見つけてお願いしていくと考えてあるのか、お願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

この件につきましては、現在、JAであったり、各それぞれの部会、当然そのあたりのことにつきましては、自分たちよりも特にそういう状況を把握してあると考えておりますので、そういった関係機関との情報を共有しながら、ここの地域にこういう方がいらっしゃいますね、こういうことで高齢になったので、やめようかなという方がいらっしゃいますよという情報を共有した中で、それぞれの希望者に対して、よりよきアドバイスができるようにというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

私たちが就農すること約30年ぐらい前は、親が子にその技術を教えたり、経営のやり方を教えたりしてずっと習ってきたわけですがけれども、今の農業従事者といいますのはなかなか自分の、例えば、山とか畑とかを継がずに、例えば、今まで親がつくっていた作物とは全く違った作物から始めようという就農者が結構おられるんですね。そういう方々については、やっぱりちゃんとしたしっかりした技術を持った方が教えていただくというのが必要になってくると思います。それで、それがうまくいかないから、なかなか途中で3年後とかに離農するような方がふえてくると思いますので、ぜひこの辺はしっかりJAとか地元の方々とよく相談をされて、きっちりところら辺はやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、また今度は、この就農をきっかけとされる若い人たちについてですがけれども、就農相談会ということをも福岡とか東京とかでやっておられるということですがけれども、実はこの八女にも八女農業高校とか、農業に関して勉強されている人たちがおられます。年間数

百人、入学して卒業しておられる学校において、その就農人口というのは極めて低いです。こういうところをきっかけに、なぜこういうところから農業をやりませんかというお誘いをしないのか、そういうところから見つけれられないのかというのが実に不思議に思うんですけども、また、地元には不幸なことというか大学、短大が直接にはございませんので、そういうところによそから、他県からとか他地区から、実は農業をやりたいんだけどもという興味がある方もおられると聞きますので、そういう学校関係についての勧誘とかはないのか、今後考えておられるのか、どうでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今御質問の学校関係の八女農業高校、特に八女農業高校というお言葉が出ましたんですけども、それにつきましては、随時というわけではございませんけれども、年に数回かにわたりまして農業にということでのお話には行っている状況がございます。

それと、おっしゃられた就農の説明会に関することでございますけれども、東京、大阪あたり、福岡でもということの数年来実施をしておりますけれども、先ほどから出ておりました、いざ就農をお願いをしても農地がない、施設がない、知識もないと、そういうことで、なかなか昨年まではその説明会の折に踏み込んだところでの勧誘ができない状況ではございましたけれども、本年度新たにそういう里親制度であったりとか、空き農地、遊休農地関係の情報を共有化することの中で、この説明会につきましては、今まで以上により効果の出る説明会ができるんじゃないかということで担当課としては期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

今、課長のお答えにもありましたように、いざ始めようとする、農地から、住居から、いろんな面で一から始めないかということ、大変そのことから苦勞されるということでございます。この申請をするときに、農地をするなら農業委員会とか、住民課とか、いろんなところに課をまたがって1本目から申請に行かなくちゃいけないわけですけども、これをよりスムーズするために、やっぱりことしから何かそのように考えてあるようですけども、ワンストップ化ですね、どこかに行けば農地も、それから地元の里親の紹介も、いろんな面で一括して相談に乗ってくれる課というか、その受け付けの窓口はつくってほしいと思うんですけども、そういうことは具体的にどんなふうに考えてあるのでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

現段階では具体的にどうのこうのということはまだ計画中でございますが、先ほど申し上げ

げたとおり、農業委員会であったり、JAであったり、それぞれの部会であったり、そういった中での共有をした中で、今後これにつきましては、今、現在進行形で進めておりますので、そうした中で議員おっしゃられたワンストップ、一本化、窓口の一元化ということだろーうと思いますけれども、そういうことにつきましても、新規就農をされる方が迷わずに、どこに行けばその話ができるのかなということにつきましても、そういった中で検討をしていく必要はあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

このワンストップの窓口をいち早くつくってもらえるように、ぜひお願いしておきます。

それから次に、農地中間管理機構について御質問します。

先ほど市長の答弁でもございましたが、今までは事業対象農地面積が10ヘクタール以上、各団地が1ヘクタール以上で、まとめればこの対象になるということでしたが、中山間地におきましては、これが緩和されて5ヘクタール以上、それから、各団地が0.5ヘクタール以上ということに緩和されております。八女市にとっては、やはり中山間地の農業というのがとても多うございます。しかもそういう方々が離農する確率が高くて、どんどん中山間地の方から農業を離れていってございます。これを食いとめるためには、やはり中山間地の基盤整備が最も必要だと思います。たとえその方が離農されても、その後続く若い人たちが土地を借りて就農されれば人口は減らないわけですので、ぜひこういうのを活用してもらいたいと思うんですけれども、現在の八女市の活用の実績というか現状はどんなふうになっているのでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

現段階では、八女市の中でそういう要望等を受けておるケースは今のところまだございません。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

八女市の農地の全体の面積は1万312ヘクタール、遊休、遊んでいる農地の面積は487ヘクタール、これから遊休農地面積がどんどんふえていく現状にあります。この面積をなるべく減らして、これを若い人たちにつないでいくためには、ぜひこういう――確かに中山間地の基盤整備事業がございますけれども、それは農家負担が5%です。5%といいましても、なかなかその基盤整備自体が高うございますので、かなりの負担になっております。この農地中間管理機構というところに貸し付けますと、農業者の同意や負担なしに大区画化等の基盤整備を行うことができるとございますので、これの文面からすればもってこいの事業だと思

いますが、これが現実に行われるようにするために、これからどのようなやり方でこの区画を、農地を集めようとされているのか、お伺いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられたように、県営の中山間整備関係では5%経費がかかると。この中間管理機構によりますところの事業につきましては、全て機構で整備をした中で担い手へ渡すということでのメリットといたしますか、経費の面では非常にいい面が出されておるわけでございます。そういった中で農地の集積をお願いしますという制度でございます。これにつきましては、先ほど八女市におきましては、まだ実績がないということでも報告をいたしましたけれども、これにつきましては、当方といたしましてもそれぞれの関係機関と情報を共有した中で、それぞれの市民、農業者の方へのこういう事業の説明等、特にそういうあたりを継続的にこういう事業がございますがということの中から、ぜひ若いやる気のある農業後継者の方たちに手を挙げていただくような施策を市としても考えていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

現在、八女市には農業委員さんが24名、農地利用最適化推進委員さんが45名、それから、いろんな部会にも入ったJAで実際に仕事をしてある方と、認定農家が約800名ほどおられます。そういう方々にこういう事業があるんですよという説明をいち早くしてもらって、実はこれができたのが、たしか去年11月にもう施行されていると思っておりますが、こういう国の事業というのは早い者勝ちだと思っております。とにかく情報を早く発信して、こういう方々と一緒につくり上げて、少しでも早くから農地を確保していくということをぜひやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、3番目にキウイフルーツのかいよう病対策についてお聞きいたします。

先ほども市長答弁ありましたけれども、平成26年に初めて確認され、私も1回質問させていただきましたけれども、そのときからその被害は随分大きなものになっております。市からも花粉の精製機の補助とか薬剤の配布、それから、伐採、改植の経費等の補助が行われております。大変ありがたいことでございますけれども、そういう施策はあったにもかかわらず、また今年の春にかいよう病が大きく広がりました。

そこで、かいよう病について、根本的に解決するには多分かなりの時間と労力がかかることは今までの経緯から見ても大変だということはわかりますけれども、これを何とか抑え込まなければこれからの後継者、特に中山間地の後継者の方々は、ことしはちょっとがくっときておられます。続けていく意欲がちょっと損なわれようとしておりますので、ぜひこれを

解決するために力をかかしていただきたいと思っていますところ。

先ほどございましたが、ことしも9ヘクタール以上の園地で発生しております。今まではレインボーレッドという品種が9割ほどの発生率で、それを中心に防除に力を入れてきたわけですが、ことしはヘイワードという比較的耐病性のある品種についても大きく広がったということで、皆さんこれで肩を落としておられるということです。

ですから、やはり薬剤を月に1回とか散布するのは確かに効果があるということはわかっていますけれども、雨風が特に強い最中にはもうかけられないので、なかなかこれが完全に封じ込めるといことにはいきません。以前にも伺いましたんですけども、県の農業試験場で、今、かいよう病で一番強いやつはP s a 3という3番目にできたかいよう病の病原菌なんですけれども、この耐病性のキウイフルーツの品種を県で育成してもらえないかというのを質問したところでございますけれども、その後、県や国へのお願いがあったものか、それからその返答、また現状はどうなっているのかをお聞きします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

ことしもキウイにつきましては被害が出たと。これは余談になりますけれども、この後もナシの赤星病であったり、お茶の凍霜害であったりとか、非常にうちとしては頭の痛い問題でございまして、これにつきましては、特にかいよう病につきましては、それぞれの地域対策会議、県の対策会議の中で、今、議員が要望等をなされた農薬の関係であったり、樹体のもう少し強い品種の改良であったりとか、そういうことにつきましては要望をしてあったというのを、当然、私は前の議事録を読ませていただいた中で承知をしております。本年につきましても、こういった中で、県につきましてはぜひこの樹体の強い品種の改良であったりとか、そういったことでの要望を本年につきましても県のほうにさせていただいておるような状況がございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひお願いします。

ところが、この新しい品種の選抜ですけれども、これにはどの野菜でも果樹でもですけれども、新しい品種を育成するためには大概10年ぐらいかかるんですね。そうすると、平成26年から平成30年に至るまでのこの経緯を見て、キウイフルーツのかいよう病に限っては、あと10年今から待っておけると言っても、とても待てないというか木がなくなってしまうんじゃないかと恐れるぐらい、ちょっとことしの発生が多かったもので、ですので、とても10年は待てないと、今から福岡県でつくっていったんでは間に合わないということが考えられます。

実は香川県もキウイフルーツを生産してある県ですけれども、ここは野生種のシマサルナ

シという、これはこの八女にも昔はあったそうですが、今でも自生していると思いますけれども、これは東南アジア、こっち中国とか日本とかに野生種としてある品種ですが、それを片親にしてP s a 3系統への耐病性を持った品種が現在幾つか選抜されておるそうです。

福岡県は農業試験場でも御存じのとおり、イチゴでもあまおうとか、米は夢つくしとか、イチジクでもとよみつひめとか、いろんな優秀な品種を生み出してきた試験場でございます。この耐病性品種を育成するには、そう難しいことではないと思うんですけども、ただ、今から育成するには時間がかかり過ぎるということで、ぜひ香川県で今現在育成されている品種をこの福岡県にも取り入れてはどうかという、これはちょっと大変なことを言っていると思いますけれども、実は県を越えて新しい品種を移動させるということは大変な障害があることはわかっております。しかし、キウイフルーツが壊滅的な状態になってからではもう遅いですね。ですから、ここはひとつ国が中に入ってもらって品種の移動をできるように、キウイフルーツに限ってはそういう施策がとれるような要望をしてはいけないだろうかということを考えておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

キウイのかいよう病につきましては、現在のところ部分伐採であったり、全部伐採であったりと、そういった将来的になくなっていくんじゃないかということの中での非常に深刻な問題ということで捉えてはおります。強い品種につきましてはの要望ということでございますが、県を越えてということで、私もそこら辺の縛りがどういうことになっておるのかはちょっと詳しくは調べておりませんが、そういった状況を踏まえた中で、国あたりへの要望につきましては、当然、市としてやっていく必要があるのかなと感じておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

特に中山間地の果樹農家にとって、地元の立花町にとっては主要な作物の一つでございます。ミカンからタケノコ、それから、キウイフルーツがあったがゆえに今やっと中山間地の果樹農家は残っている状態でございます。これを引き続き農業を続けていくためには、ぜひキウイフルーツがずっと残っていくように対策をとっていただきたいと思っております。県を越えても苗木の移動ということをぜひしていただけますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんおはようございます。通告しております3点について聞いていきたいと思えます。

まず1つ、八女市の教育について。

これは以前ずっと教育長に聞いておりました。教育長、新しくなられましたので、前教育長との違いというか、そういうことを聞いていきたいと思っております。

2番目、市内全小中学校の建築年月日及び耐震結果について、各小中学校において補修すべき箇所及び今後の補修工事の年次計画・予算は。

3、アニメ「めぐみ」について。これは3月議会一般質問において聞きましたけれども、その後どのような検討がなされ、どのように活用されたのか、もし活用されていなかった場合には、その理由をお聞きいたします。

2番目、八女市の道路及び水路行政について。

1つ、認定道路と認定外道路との相違については。2、市道認定するための手順、決定権限者は誰か。3、道路内民地について、箇所数の把握はされているのか、またその解消についての考えは。4、後退道路用地に関する整備要綱における自己管理の場合、要綱に基づく処理がなされているのか、道路幅員の決定権は誰がするのか、どこにあるのか。5、道路及び水路の機能が廃止され、民地の一部として利用されている箇所数は、把握されているのか。今後の対策についての考えは。

3、八女市の人口減少策は。

1つ、合併前の各市町村の人口、現在の人口。2、産業別人口。3、人口減に対する具体策は考えているのか、特に中山間地の農業・林業従事者の減少対策についてをお聞きいたします。

詳細については、質問席より質問いたします。簡潔明瞭に執行部におかれましては答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の教育につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2番の八女市の道路及び水路行政について及び3の八女市の人口減少対策について答弁をいたします。

まず、八女市の道路及び水路行政についてでございます。

まず、認定道路と認定外道路との相違はというお尋ねでございます。

認定道路は、道路法の適用を受け、道路法の規定に基づいて路線の指定または認定が行われたものでございます。認定外道路とは、道路法の適用を受けない道路でございます。

次に、市道認定のための手順は、あるいはまた決定権限者は誰かというお尋ねでございます。

市道認定の手順につきましては、道路法の規定により市道の認定基準に基づき、議会の議決を経て市長が認定いたします。

次に、道路内民地について、箇所数の把握はされているのかというお尋ねでございます。また、その解消についてのお考えはという御質問でございます。

道路内民地については、詳細な箇所数の把握はできておりません。解消については、境界立ち会いや新たな改良工事などで判明した箇所について、所有者の協力を得て整理を行っており、今後も引き続き解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、後退道路用地に関する整備要綱における自己管理の場合、要綱に基づく処理がなされているのか、道路幅員の決定権はどこにあるのかというお尋ねでございます。

後退道路用地を自己管理する場合は、建築行為等に係る後退道路用地に関する整備要綱に基づき、協議書とあわせて後退道路用地に構造物などを築造しない旨の誓約書を提出していただき、道路として利用できる形態として自己管理していただいております。後退道路幅員は道路の中心から2メートルの後退が必要でございますので、主に道路管理者が現地確認を行っております。今後も後退道路用地の確保に努め、生活道路として整備を進めたいと考えております。

次に、道路及び水路の機能が廃止され、民地の一部として利用されている箇所数は、把握されているのか。今後の対策についての考えはどうかというお尋ねでございます。

箇所数の把握は困難であると考えております。対策として境界立ち会いなどにおいて判明した箇所につきましては、用途廃止の可否を判断し、相手方と協議を進めているところです。

次に、八女市の人口減少対策はということでございます。

まず、合併前の各市町村の人口、現在の人口は。

合併前の各市町村の人口及び現在の人口につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりでございます。

次に、産業別人口でございます。

八女市における産業別の就業者人口につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりでございます。

次に、人口減に対する具体策は考えているのか、特に中山間地の農業・林業従事者の減少対策。

人口減少対策については、第4次八女市総合計画や八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの上位計画において最重要課題と位置づけて全庁的に取り組みを進めております。特に農業分野での施策としては、本年度から新規就農者の育成、確保のための新規就農者に対する事業を拡充し、後継者の離農防止とUIターンによる新規就農者の確保に努めております。

中山間地対策につきましては、中山間地域等直接支払制度や市の単独事業であります中山間地域農業振興対策事業等により、農業生産条件が不利な中山間地域の後継者の離農防止に努めております。また、林業分野につきましては、一人親方に対しての労災保険料への支援や、森林の担い手対策基金事業での社会保険加入を促進及び技術技能向上のための研修経費などへの助成、並びに各事業体における緑の雇用事業を活用した新規就業者の確保と育成に努めております。今後も高性能林業機械の導入や造林事業などに対する補助支援などを継続的に進めるとともに、福岡県森林環境税事業による自伐用機材の導入支援や、来年度から実施される国の森林環境譲与税（仮称）の活用により、林業労務者の確保と林業従業者の育成に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の教育について、新教育長の教育方針についてとのお尋ねでございます。

教育方針につきましては、平成30年度八女市の教育に掲げております重点事項の地域に信頼される学校づくりに努めてまいり所存でございます。短期的には、確かな学力のつく学校、秩序ある学校づくりに取り組んでまいります。中長期的には、八女市を愛し、ふる里に誇りを持つ子どもの育成に努めてまいります。

現在、平成33年度から全面実施されます新学習指導要領の準備作業を進めているところでございます。新教育長としまして、この新学習指導要領の趣旨を最大限に八女市の教育に生かし、特色ある八女市の教育づくりに邁進していきたいと考えているところでございます。

次に、市内全小中学校の建築年月日及び耐震結果について、各小中学校において補修すべき箇所及び今後の補修工事の年次計画予算はとのお尋ねでございます。

八女市立の小中学校及び義務教育学校の建築年は、最も古いもので西中学校南棟の昭和40年4月でございます。また、最も新しいもので上陽北汭学園西棟の平成24年2月でございます。耐震化につきましては、平成27年度までに全ての学校において完了し、ホームページ上で公表しております。また、各市立学校において補修すべき箇所が緊急を要するものや小規模なものについては随時行っており、大規模な改修等につきましては今年度策定いたします学校施設長寿命化計画により検討してまいります。

次に、アニメ「めぐみ」について3月議会一般質問後、検討がなされ活用されたのか、活用されなかった場合はその理由はとのお尋ねでございます。

拉致問題啓発DVDアニメ「めぐみ」の検討及び活用でございますが、本年度に人権学習指導資料の改定を行うため、現在準備を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○9番（牛島孝之君）

前教育長にもずっと聞いておりましたのでお聞きしますけれども、2018年6月2日土曜日の西日本新聞にこういう文面が載っております。地域からの提言ということで、これは鹿児島県出水市の方が西日本新聞に出してありますけれども、小学校英語教育賛同しかねると。

「2020年度導入の新学習指導要領で小学校3年から英語教育が必修となり、5、6年生では教科化して通知表の対象となるようだが賛同しかねる。グローバル化で外国語の中心である英語が必要不可欠なのはわかる。とはいえ、ようやく言語を覚え出した児童期、日本語を正確に徹底教育することがいかに大切であるかを認識せずして何のための英語教育だろう。今の日本語の乱れを思ってみるといい。「すごい」、「大丈夫」など自国語を自虐的に話し、言葉をわざとらしく乱し、間違いだらけだ。苦々しいというほかない。日本語の美しさと誇りを見失い、1,000年を超える言語文化の歴史を忘れている。そうでないなら現在のような乱れきった日本語のはずがない。児童期の日本語教育に十全を期すべきだろう」といっております。十全という言葉調べました。十全というのは少しも欠けたところがないこと。十分に整っていて危なげのないことと提言されてある81歳の方もおられます。

今までずっと前教育長においてはこの質問はしてまいりました。確かに英語教育の必要性はわかります。わかりますけれども、日本語教育も必要だと。その場合に、どのように八女市が特色ある教育と先ほど言われましたけれども、この近所では鳥栖市が日本語教育をやっております。先駆的には東京都世田谷区、あるいは新潟県新発田市と、そういうふうにやっております。そのこともずっと聞いてまいりました。英語教育の必要性はわかりますけれども、やはり日本人である以上きちっとした日本語を教えるべきではないかと思えますけれども、教育長のお考えをお聞きします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

子どもたちが国際社会で信頼される日本人として活躍していくためには、やはり日本語、自国の言葉、これを含む文化を大切にすること、身につけること、これは国際社会を生き抜く上での根幹だろうと思っています。議員おっしゃるように、外国語、これも当然大切です、グローバル社会を生きていく中で、その一つのツールとして必要が叫ばれているところだろうと思っています。

先ほど答弁の中でも申しましたように、新学習指導要領、この改訂の目玉と申しますか、その中でも7つ挙げられていますけれども、その1つに国語教育を中心とした言語能力の確実な育成ということが挙げられておりますし、外国語教育の充実の中でも、ただし書きの中で、英語教育の充実に当たっては国語教育との連携をとり、日本語の特徴やよさに気づく指導も充実しやっていると、そういう能力を育成するんだということもただし書きで述べられ

ております。そういったことを十分に考えながら、八女市の教育に当たっていきたいなと思っていますところでは。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

やっぱり日本人である以上、日本語を確かにグローバル化しておるということはわかります。英語も必要でしょう。ただし日本人である以上は、やはりきちんとしたきれいな日本語を教える。それがやっぱり必要であろうし、八女市が特色あるならそういう方向で行ってほしいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それと、上陽北浜学園、これは今、義務教育学校になりましたけれども、以前、礼節ことば科ということでした。これは今どのようになっていますか、お聞きします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

礼節ことば科という新たな教科と申しますか、これは文部科学省の小中一貫教育の指定を受けるときに特区の申請として必要なものでした。義務教育学校となったときにはこれは必ずしも必要ないということですが、礼節ことば科という教科、これはなくしておりますが、その中で必要な分については道徳の中、あるいは総合的な学習の時間の中、そういった中で続けていくと教育課程を組んでおるところです。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

要するに上陽北浜学園、義務教育学校となりましたので、礼節ことばというあれはないけれども、そういう道徳の中でしていきたいということですが、そうなった場合に他の小学校、当然まだ義務教育学校は1校しかありません。矢部において準備中ですが、他の小学校においても副読本をつくってありますけれども、そういうとを使って道徳的なものを教育される予定はあるんですか。

○教育長（橋本吉史君）

今後ほかの小学校にも広げていく予定であります。

○9番（牛島孝之君）

ぜひ早急に広げて行ってほしいと思います。

それと、同じように前教育長にもお聞きしました。国旗国歌法、当然、国旗国歌法という法律があります。今はもうほとんど国旗も揚がっておると思いますが、それについてはどのように、いろいろな会合とか会なんかの前に文言が出て、よく礼をされていかれますけれども、できればそういうところにも日の丸は必要ではないかと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

学校においては国旗国歌法の後、文部科学省のほうからも通知が出ております。御承知のように、平成20年には学習指導要領の中にもうたわれております。そういった法的拘束力のある学習指導要領の中でうたわれておりますので、その趣旨に従って学校では国旗国歌を掲げているところでございます。これも先ほど日本語と同じで、子どもたちがやはり国際社会の中で信頼される日本人として活躍していくためには、やはり自国の国旗国歌、これに対して正しい認識を持って尊重する態度を育てるということはとても重要だと思っております。また、自国の国旗国歌だけではなくて諸外国の国旗国歌、これを尊重する態度、これも育てていくこともあわせて重要であろうと考えているところでございます。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

次に、市内全小中学校の耐震ということでお聞きしております。資料をいただいておりますが、その中で立花小学校、これが昭和46年、北棟、南棟ともに昭和46年6月となっております。補強した棟の中には補強の必要なしと。たしか建築基準法が変わったのが昭和56年と思えますけれども、耐震診断されて昭和46年だけれども、必要がないという回答ですけれども、これは大体、昭和56年に建築基準法が変わったのに昭和46年建築のほうが耐震診断したけれども大丈夫だと出ているわけですかね、きちっと資料として。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

耐震につきましては、文部科学省の指導に耐震診断をするようにと指示を受けて耐震診断をしているところでございます。その結果、学校施設におきましては、構造耐震の指標でございますI s値、これが0.7以上が必要であるということでございまして、これについて耐震結果、構造上超えていたということで診断結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それは何年ごろ診断されて、その診断結果というのは今でもその結果の冊子といいますか、そういうとはきちっと準備されていますか。

○学校教育課長（原 亮一君）

申しわけございません。この場で何年というものは持ち合わせていませんが、それは確かに保存をしているというところで存じているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

午前11時10分まで休憩します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○学校教育課長（原 亮一君）

先ほどお尋ねいただきました立花小学校の耐震診断につきましては平成18年度に実施をしております、その結果につきましては教育委員会のほうで保管をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

次に、各小中学校において補修すべき箇所及び今後の補修ということで聞いております。

当然これは予算を伴いますので、市町部局も関係あると思います。個人資料としていただいております立花中学校の生徒昇降口庇天井剥落対策ということで、これはまだ塗り直しはしてありませんけれども剥落の防止はしております。福島小学校の南昇降口防水等改修工事、これは終わっているようでございます。この補強結果とは別に、当然いただいております資料の中では平成30年度工事予定、平成31年度以降工事予定ということで、福島小学校グラウンド改修、あるいは見崎中学校プールとなっておりますけど、やっぱり建物本体、非常に立花中学校で張ってあるような剥離、あるいは汚れとか、そういうのが非常に各小中学校において目立つように見えますけれども、それについては学校教育課としてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明いたします。

学校施設の管理でございますけれども、議員御承知のとおり、建築年数が30年を超えるような建物が6割ほどあるということでございます。

基本的には、それぞれ施設については適正な維持管理をすべきでございまして、教育委員会としましては、まずは児童生徒の安全確保、それから周囲への影響や学習活動への影響等を考慮して早急な対応等に努めているところでございます。中長期的といいますと、やはり数が95、それぞれ校舎ごとに建築年度が違いますので95施設ほどございます。それについては、長期的な視点に立って今後検討していくべきだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

なかなか予算も厳しくなっておりますので、簡単に建てかえということとはできないと思

ますけれども、長寿命化、当然、学校も維持していかにかいかんということになると思いますけれども、長寿命化計画というのは作成されてありますか、ありませんか、いかがですか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

お尋ねの長寿命化計画でございますけれども、平成29年3月に八女市のほうで八女市公共施設等総合管理計画を策定していただいております。この計画が基本の計画になりまして、あとそれぞれ分野ごとの施設について個別計画を平成32年度まで樹立するということになっております。

学校施設の分野につきましては学校施設長寿命化計画、これにつきまして今年度予算をいただきまして、今年度、計画を策定させていただくというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

このことについてもう少しお聞きしますけれども、各小学校において当然、校庭の周りのフェンスとかいろいろなもの、校舎だけじゃなくてそういう劣化しているものも見えます。そういうものについては、やはり現場の各小中学校から上がってくるのが原則だと思いますけれども、やはり学校教育課においては職員の皆さんが回っているという中で、当然、確認はできると思いますが、そこら辺はどのようになっていますか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

日ごろ、日常の施設の安全点検ということかと思えます。基本的には、まず第一には学校長が管理をするということで、日常管理をしていると思えます。それにつきまして、何かありましたら早急に教育委員会に報告をするようにということで、校長会でお願いをしているところでございます。

それからおっしゃるように、学校でそういう危険部分、老朽化部分を把握されましたら教育委員会のほうに報告がございまして、教育委員会の職員も随時巡回をしながら施設の安全点検について努めているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

このことについては、確かにそういうふうに校長なりから学校教育課まで上がってくればいいんですけれども、前の教育長のときも言いましたけれども、指導する側と指導される側のような関係のときになかなか言いにくいということが現実にあるんですよ。やはりその風通しをよくしていただかないと、やっぱり言いたいけれどもちょっと我慢しとこうかと。

ところがそれが子どものためにならないのならば、危険を伴うような、フェンスが破れて危険だよと、あるいはフェンスが低くて不審者が入ってくるような、やっぱりその学校教育課、あるいは教育委員会等、各小中学校の風通しが本当によくなるような関係にしていきたいと思います。

この件についてはこれで終わります。

次に、アニメ「めぐみ」についてですけれども、これは3月議会において聞きました。ちょっとここに資料がありますので読みますけれども、平成29年文部科学省初第1576号、平成30年3月7日、これは各都道府県教育委員会教育長殿、ほかにもありますけれどもこれだけで言いますけれども、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進についてという依頼が出ております。

この中で、内容はちょっと全部読みませんが、「このため、拉致問題対策本部及び文部科学省では、これまで学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」を積極的に授業で活用することを促してきたところです。さらに、平成29年度においては、授業等でアニメ「めぐみ」を視聴した上で、自分自身で拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施いたしました。」と。

3月議会に聞きましたときに中学校で1校、小学校で8校という回答はいただきました。その後、平成30年3月7日付で活用促進についてという依頼が出ております。これにはちゃんと国務大臣（拉致問題担当大臣）加藤勝信、文部科学大臣林芳正と署名までしてあります。

3月に聞いた後、3カ月経っておりますが、中学校1校、小学校8校はどのようにになりましたか。まずそれからお聞きします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

3月議会でお尋ねの後の拉致問題啓発DVDアニメ「めぐみ」の活用ということでございます。

3月以降5月まで、それ以降に小学校4校、中学校1校、計5校が活用をしているというところで把握をしているところでございます。加えまして6月以降につきまして、小学校9校、中学校3校、合計12校が予定をしているというところで把握をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

今いただきました回答で、拉致問題に対する教育というのは全ての小中学校において終わ

るわけですかね。まず、それからお聞きします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

拉致問題の教育活動については全てで行っていると存じております。先ほどのDVDの学校数をお答えさせていただきましたが、これで全てということではないと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

再度聞きますけれども、八女市に小中学校、義務教育学校含めて何校あって、先ほどの回答によって全てでないということであれば残るわけですね。そこはなぜされないのか、その理由はわかりますか。当然こういうふうに国務大臣、あるいは文部科学大臣からの要請依頼ということを出ておりますので、全てされるのはわかりますけど、されない何か理由があるんですかね。お聞きします。

○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

拉致問題を扱った部分、いわゆる拉致問題に関する教育に関しましては、中学校の社会科は3年生の公民の教科書の中、それから小学校6年生の社会科の授業の中で記載がされておりますし、そこに関しては全学校やっているということです。それで、このアニメ「めぐみ」の活用についてがまだ全学校に至っていないということで御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

公民とかの教科書に載っているのと、やはり目で見てアニメで見るのは違うと思います。やっぱりそのほうが入ってくるんじゃないかと、生徒、児童においても。やはりそういうことは、これだけ文部科学大臣は拉致問題担当大臣の名前で、署名まできちっと自分の名前書いてあって、それで依頼が出ているわけですね。やはり教科書に書いてあるからじゃなくて、今の子どもたちはアニメなり映画なりを目で見て、そのほうが純粹に入ってくるわけですよ。特に今、米朝問題とかいろいろで、拉致問題は言わないとなっておりますので、拉致されてもう40年ですよ。やっぱりそういうことを考えれば、国民が忘れないがためにもこれは必要だろうと思います。

それについて、もう一度回答をお願いします。

○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおりだと教育委員会のほうでも考えておりますし、いわゆる若い世代に拉

致問題への理解促進が大事だという部分も認識しているところです。

そういった部分で、社会科の授業とあわせて「めぐみ」を活用するとか、いわゆる「めぐみ」の有効活用という部分を教育長の答弁にありましたように人権問題学習指導資料の、それは実践練習なんですよ。その中に1つまた新たな人権課題としての部分で取り込んでいくという部分を含めているところなんです。

そういった部分で、できるだけ全小中学校で利用、活用が進むように、しかも見せるだけではなくて有効活用ができるように、自分たちには何ができるんだろうとか、そういったところまで中学生であったら考えさせることができるような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

できるだけじゃなくて、全ての小中学校において行いますという回答が欲しかったんですけども、恐らくそういうことはこの質問をしたことによって実行されるのかなと思っておりますので、ぜひきちっとこの「めぐみ」を有効活用されるようお願いいたします。

これはこれで終わります。

次に、八女市の道路及び水路行政についてということでお聞きしました。

認定道路というのは道路法の適用を受ける道路であると。道路法の内容についてお聞きします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

道路法につきましても、基本的に道路網の整備のため、道路に関する各種の事項を定めて交通の発展や寄与、公共の福祉増進を目的とするということで、その中で道路は規定をされているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

そういうことを聞きたいじゃなくて、後の敷地後退道路の関係もありますので、道路の幅員は何メートル以上を市道認定するということを聞きたいんですけど、市が決めている道路法の詳細についてお聞きします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

市道の認定基準というものがございまして、基本的にはいろんな規定がございましてけれども、幅員につきましても基本的には4メートル以上ということで規定をさせていただいております。一部例外の部分もございましてけれども、基本といたしましては4メートル以上で一般

の通行の用に供されるということで規定をさせていただいております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

認定道路が当然、今の地点ですら4メートル以上の道路だということはわかります。ただ、八女市の中に4メートル以下であっても認定されておる道路がありますか、ありませんか、お聞きします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

4メートル以下でも認定されている道路はございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、市道認定するための手順ということで聞いております。これは、あとの後退道路用地とも関係しますけれども、当然、民間でやった場合、あるいは役所のほうでやる場合、要するに決定権限というのは今議会にも出ておりますけれども、道路、市道の延長ということで出ております。市道認定するための手順、要するに個人である場合、後の敷地後退とも関係しますけれども、どこまで市がタッチするのか。

要するに、個人さんから道を広げたいと。認定道路とは別に広げたいという場合に、道路ができた、形状ができた、それを認定道路と見るのかと。今までは認定じゃなかったけれども、4メートル幅員にはなりましたよと。それについては、どの時点で、当然、現場を見に行かれると思います。そして、議会において承認ということになるかもしれませんが、そこら辺の決まり事はありますか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

道路につきましては、単純に幅員だけの規定は4メートルということで申し上げましたけれども、あくまでも公共の用に供するということで、どなたでも通るということでございますので、単純に幅員だけに限らず道路の構造につきましても、舗装の構成なり、側溝の設置なりという基準もございますので、単純に幅員が4メートルあるから即市道認定ということにはならないということで考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、道路内民地ということでお聞きしますけれども、この箇所数いただいております。

本庁、2路線（20筆）、黒木支所、100路線（197筆）、立花支所、把握していない、上陽支所、1路線（1筆）、矢部支所、17路線（123筆）、星野支所、1路線（20筆）といただ

いておりますが、この把握していないというのはどういうことでしょうか、まずそれからお聞きします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

把握していないという項目につきましては、基本的に今現在、支所、ここでいいますと立花支所内でそういう事案が上がってきていないということで理解をいたしております。基本的にその全体について調査をするということになればゼロということにはならないと思えますけれども、現時点では把握をしていないということで御理解をいただきたいと思えます。

○9番（牛島孝之君）

一応、立花は把握していないということ、ほかのところは出ましたけれども、税務課長にお聞きしますけれども、当然、税の公平というのは取り過ぎもいかんけれども取らないのもいけないと。要するに、こういう路線が、箇所数がこれだけ何筆という数字も出ておりますが、当然それは建設課と税務課等で情報を共有して、当然、道路であれば課税の対象にならないと、まずそういうふうな両方の情報の共有はしてありますか、ありませんか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

情報の共有ということでございますけれども、毎年1回、事業課関係につきましては道路工事の関係で買収をするとか、そういった情報については税務課のほうにいただいて、課税のほうに反映させるということはしておるところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

具体的に箇所数、筆数まで出ておりますので、当然、情報の照らし合わせをよろしく願いたいと思います。そうせんと税の公平さになりませんので。

次に、敷地後退ということでお聞きしますけれども、皆さんに資料が行っておると思えます。これは以前も同僚議員が聞かれました。

要するに、この中の自己管理、特に寄附しますよという土地については、当然、市のほうで測量なり、あるいは所有権移転なりしますよと。自己管理についてはどのような取り扱いをされているのかをお聞きします。

○都市計画課長（原 寿之君）

御説明申し上げます。

自己管理につきましては、所有権につきましても、そのままこの概要書に書いておりますとおり個人様のものでございまして、維持管理につきましても、所有者で維持管理をしていただくことになっております。

もし工作物等で移転の費用が発生する場合も、その場合は後退用地ということで、その部分につきましては自己の負担でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これを見ますと、寄附の場合は、所有権は市に移転します、維持管理も市が行います、工作物等の移転については自己負担ですとなっております。当然、その部分について測量分筆なりが必要だと思います。寄附の場合は、当然、八女市のほうで所有権移転まではされるから八女市でされると。自己管理の場合は境界確認がされているのか、そこら辺はどのようになっているのかをお聞きします。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

自己管理の場合につきましては、後退協議におきまして、後退線というのを道路の中心線から2メートル以上引いていただくことでの道路の後退線ということで確認を現地のほうでしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ちょっと八女市の都市計画課の担当者と話しておったときに、寄附の場合は当然両側を決めます。中心は当然決まります。それから2メートル後退ですと。自己管理の場合は建築基準法上、現地の道路、要するに、まず八女市の場合は国土調査というのがあります。それに基づいて寄附の場合は両側を決めて中心を決めます。

ただ、自己管理の場合、建築基準法では現況道路というお話も聞きました。そこら辺がきちっとしていただかないと、寄附される場合は両側の方のAさんBさんの立ち合いを求める、それで中心を決めると。ところが、自己管理の場合は現況幅ですよという決め方になったときに、将来構想として、それならその土地をもし、今は自己管理だけでも何年かしたらやってもいいとなったときに、果たして真っすぐな道路ができるのかと。現況道路とやっばりその違いがあるかと思えますけれども、それについてはどのように都市計画課ではお考えですか。

○都市計画課長（原 寿之君）

先ほど、今、議員が申された件につきましては、この案件につきましては建築確認申請の手續上の中で事前協議ということで出てくるわけでございますけれども、その中で、建築物を建てる際に4メートル未満の道路に接した場合につきましては、道路の中心から2メートルを最低引いていただくという決まりでございます。

この中で、その筆につきましては、当然、分筆等ができないところも自己管理の場合もあり

ますので、その中で現況の筆とといいますか、現況の中心線から2メートル、それぞれ確認をしてしているところがございます。

その中で、既に境界協議等が済んでいるところにつきましては、そちらのほうを参考にし、現地のほうで対応をしている状況でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それを言っておるんじゃないなくて、要するに、寄附の場合はここにもちゃんと書いてあります。「寄附していただく場合は、後退道路用地の測量・分筆・地目変更・所有権移転登記は、市が行ないます。」と。ところが、自己管理の場合は現況道路の中心ですよ。もし、隣接はしなくても1筆間を置いて、手前の土地は寄附されたから両側決めてきちっと測量したと。ところがその次の、隣接であればわかりますけど、もう一丁向こうの土地が自己管理になったと。ところが、現況道路の中心からでいいという判断をされたとき、道路行政として果たして真っすぐな道路ができるかですよ。極端に言えばジグザグのような道路じゃ困るわけですよ。道路というのは、やっぱりある程度真っすぐな道路じゃなからんにやいかんということです。そこら辺はちょっと現況道路、確かに現況道路でいいということは県の建築指導課の職員の方がちょうどお見えになりましたので、その方に聞きましたら、いや、建築基準法上は現況道路の中心でいいですよということは言われました。

ただ、果たしてそれでいいのかですたいね。それはもう今後のあれですので、ぜひ検討していただいて、やはりそういう事例が出てきたときに、寄附した人はちゃんと両側AさんBさん決めて真ん中決めましたよと。次の次の土地については、いや、現況の中心を決めて引きましたよと。真っすぐな道にならん可能性があるわけですよ。だから、そこら辺は気をつけていただかないと。

それと、現況道路の場合、八女市においては50センチ出してあるようなところもあるわけですよ、現実に。ところが、それもある程度年配の方は御存じだけれども、若い人になるとわからんから現況で中心を決めたという事例が現実にはありましたので、やっぱりそこは自己管理であろうと寄附行為であろうときちっとしていただかないと、やっぱり道路というのは、ある程度真っすぐな道路ができるのが理想ですので、それは今後の検討課題としてよろしくお願ひいたします。回答は必要ございません。

次に、道路、水路の機能が廃止されているということで、民地の一部として、これは地方分権推進法により県道、あるいは準用河川、それ以外のものについては現実に道路、水路として利用されれば市町村に譲りますという法律ができました。

その後、やっぱりもう要らない、不要なものだから利用している方もおるし、あるいはちゃんと市に申し出て売ってくださいということで買ってある方もあります。それは実際、

買われた方から、自分は金出して買うたばいと、あの人はようら使いよらすばいということをやっぱり聞くわけですよ。それはなかなかこれを一筆一筆確認するのは難しいかもしれませんが、航空写真等々で見れば、これはいつの間にか家が建っておるとか、そういうことは、すぐに全てを調べろとは言いませんけれども、できればそういう市民の声もありましたので、ぜひ検討課題、検討というのも難しい行政言葉ですけれども、考えていただいて、やはりそういうのも市民から文句が出ないようにしていただきたいと思いますが、それについてはいかがですか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、実際、市のほうに申し出いただいて払い下げを行った箇所、それから把握できずにそのまま個人の方が使っている箇所があるということはわかります。ただし、市全域について調査をするということは、基本的には不可能であるということで考えております。市長答弁にもありましたように、境界の立ち合いなり道路の改良等で判明した分につきましては、その都度協議をさせていただいております。今後につきましてもそういうことで進めてまいりたいということで考えております。

○9番（牛島孝之君）

確かに市で全ての旧市町村を調べるのはちょっと予算的なものもあるし、人的なもの、ちょっと無理かと思えますけれども、できれば行政区長会、毎月1回やっております、そういうところをお願いというか、そういうことをぜひ啓発としてしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、八女市の人口減少策はということで、合併前の各市町村の人口と平成30年3月末の人口ということでいただいております。

合併後の八女市において人口は89.8%、旧八女市においては97.9%、旧上陽町においては81.0%、黒木町においては80.9%、立花町においては82.0%、矢部村において73.4%、星野村は75.4%となっております。平成21年3月末と平成30年3月末、9年間でこれだけ減っております。

先ほど農業については同僚議員のほうからお聞きしましたのですが、まず農業についてちょっと別のことで聞きますが、これは6月2日付の日本農業新聞、この中に八女地域農業振興推進協議会が総会と。JAふくおか八女や八女地域の農業関係機関で構成する八女地域農業振興推進協議会は5月29日、八女市のJA本店で第22回総会を開き、JAや関係機関、関係者65人が参加し、全4議案を承認したと。策定初年度を迎える第5次八女広域農業振興計画策定について、専門部会ごとの活動計画について確認したと。

会長の久保薫JA組合長は、近年の農産物生産高の減少は部会員の減少が要因の一つでは

ないかと考える。高齢化や後継者、担い手不足など多くの課題の解決に新規就農者支援にも力を入れている。今後も農業者の所得増大、農業生産の拡大へ各関係機関と連携を強化し、地域農業の活性化に取り組むと力強く話したと書いてあります。

この八女地域農業振興推進協議会というのには八女市は入っていますでしょうか、まずそこからお聞きします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

八女市も加入をしております。その中には筑後市、広川町も入っておる状況でございます。以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

先ほど同僚議員が聞かれました新規就農の中で、JAさんがやっておられるのがトマトとイチゴと。ただ、八女市の中にはトマト、イチゴ以外にも果樹、先ほどはかいよう病ということでキウイでしたけれども、ナシ、ブドウ、そういうものもあると思います。当然、農地バンクにはそういうとも含めてあると思いますが、やはり先ほど同僚議員が篤農家、ある程度技術を持った農家ですね、そういう方が後継者がいないと。あと何年かすれば俺も辞めやんもんという方もおられると思います。ぜひそういう農家さんをJAは把握してあるかもしれませんけれども、同じ情報として八女市の農業振興課あたりは情報として共有はしてありますか、いかがですか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

詳しい詳細な内容については把握をしておりませんが、それにつきましては、先ほど前議員の御質問の中であったように、それぞれの関係機関と情報共有をしながら、今後、取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

各農協といいますか、支店単位ですけれども、やっぱり指導員という方がおられます。各農家に入って行って指導、助言とか、そういうところをされておりますので、ぜひそういうところは一番そういう方たちが情報も知っておるということで、やはりJAさんがやっているトマト、イチゴだけじゃなくて、やっぱり八女市にはいろいろな果樹もできます。そういう後継者をつくっていかないと、せっかくJAも頑張っているし、農家個人の方も頑張っておりますけど、やっぱりそういうことがなくならないように早急にできることだろうと思いますので、行政とJAさんが同じ情報を共有して、なら私たちも行ってみましょうと、できればそういう農地バンクじゃなくて農家バンク、この方はこのくらいブドウとかナシとかつ

くってあると。それで後継者が今いないと。あと三、四年、5年ぐらいはできると本人は言っている。やっぱりそういうデータを集めていただいて、ぜひ新規就農に結びつくように頑張りたいと思います。

次に、林業もですけども、これはきのうの日本農業新聞、この中に持続的収入、初期投資低く環境を守る自伐型林業、この自伐型林業の中で、採算性と環境保全を両立する持続的森林経営、自伐型林業推進協会によると、山林所有者がみずから森林の整備を行う自伐林業に対し、若者や移住者らが山を借りて、伐採や排出を担うことを自伐型林業というふうにする。きのうの農業新聞の16面、こういうふうに書いてあります。今現在、八女市において、やはり市長もいつも言われますように、農業、林業が八女市の基幹産業であると。やっぱりそういうところに人が張りついていかないと、中山間地が9年前からいけば七十何%という人口の減り方です。当然、若者が流出しておると。だから、やはり農業も当然大事ですし、林業も大事ですし、山を守らん限り災害が起きると、また朝倉みたいなことが失礼ですけども起きかねません。

そこでお聞きしますが、今、八女市において、自伐型林業をやられている新規就業というんですかね、そういう方はおられますか、おられませんか、お願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

自伐型林業をされてある方というのは、実際いらっしゃいます。正確な数というのがなかなか把握しづらい部分がございます、例えばサラリーマンをしながら自分の所有土地を伐採したりとか、間伐をしたりとか、そういう方も自伐型林業という形になってきますので、実際の数はこちらと把握しておりませんが、現実としては自伐型林業をされてある方は相当数いらっしゃいます。

○9番（牛島孝之君）

先ほどいろいろ聞きました農業だけじゃなくて、農業の場合は農地バンクとかいろいろあります。やはり林業の場合もできれば林業バンクというか、同じような名称になりますけれども、この山はもう手入れがなっていないと。聞き取りしたら、いや、もう手入れはしてもらっていいよというような、やっぱりそういうのがない限り、新たになかなか入って個人個人でおたくの山を貸してもらえますかとか、なかなか難しいと思うんですよ。よそから来る人に、やっぱり地元の持ち主さんがよかばいということはなかなか難しいと思いますけれども、できれば農地バンクと同じように林地バンク的なものをやっぱり備えて、それは森林組合とも、先ほど言いましたように、農協と農業振興課と同じように、森林組合とやっぱり林業振興課、データを共有してそういうことができるとは思いますけれども、その考えについてはいかがですか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

先ほど農地バンク的な林業版と申しますか、そういうことだろうと思います。

実はまだ詳細等々の取り扱いと申しますか、というのは出ていませんが、今国会で森林経営管理法というものが可決をされまして、それにつきまして若干御説明をいたしますが、その法の内容として、市町村を林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積、集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については市町村がみずから経営管理を行う仕組みを構築するという法の内容となっております。

これにつきましては、まだ詳細的な部分は出ておりませんので、ちょっと市町村の負担というのめかなり多くなってくるかとは思いますが、そういったことで、今後は所有者の希望、または林業経営者の希望で集約化をして、その林業経営者に経営を任せていくという法制度の内容となっておりますので、これはもう来年度から施行されるというところで、そこらあたりは詳細が今後出るのを見計らいながら、取り扱い等をやっていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

この中で、NPO法人自伐型林業推進協会によるとということ、同協会によると、これは佐川町というところですが、自伐型林業を学ぶ地域おこし協力隊の募集や研修を始める自治体など、36市町村、4県が自伐型林業推進のための予算を持つ。ここ2年で自主的なグループも全国に20程度立ち上がっているということになっておりますので、市長もいつも言われますように、やはり八女市の基幹産業は農業、林業であると。やはりこれが本当によくならない限り八女市はよくならないと。

最後に市長にお聞きしますけれども、この農業、林業、一生懸命、今、農業振興課なり林業振興課がやってあると思いますけれども、市長の決意をぜひお聞かせください。

○市長（三田村統之君）

御質問の農業、林業については非常に重要な問題で、私どもが日々議論を交わしながら、議会の皆様の御意見も拝聴しながら進めているところでございまして、今後も引き続き最善の努力をしていきたいと思っております。

ただ、農業と、新規農業者と同じように、旧矢部村には株式会社クリエイトという会社がございまして、ここで従業員を抱えておりました。非常に皆さんお若い、仕事も頑張る、こういう方々を将来、俺はここで過ごすんだと、生涯ここで働くんだという保障というものをやはり考えてやらないと残らない。こういうことも実は課題にございまして、ですから、八

女森林組合との連携をどうするのか、これ今、森林組合にもこの問題については話をいたしております。

こういう若い林業労働者をどう将来の保障を考えて永続してこの事業に取り組んでいただけるのか、このことも含めて数々の課題、まだ議員おっしゃるようによろしくお願いしますので、取り組んでいかなきゃならない。

それから、非常に全て、農業、あるいはまた林業について御意見を出していただいております。ただ、一つはやはり財政的な問題、これから多岐、多様にわたって、しかも新規の事業をやらざるを得ない、国の制度に伴ってやらなきゃならない、県の制度に伴ってやらなきゃならない課題が次から次へと出てまいります。

したがって、今、行政の中核で検討を始めておりますけれども、今後5年、10年の財政状況、財政計画、これを改めて検討する段階に来ているのではないかということ、私、指示をいたしております。これから検討に入らせていただくということでございます。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

○9番（牛島孝之君）

最後に「地元経済を創り直す」ということで、枝廣淳子さんの本です。この中で、移住者は移住後、生活していかななくてはならないと。地方創生ということでもどこもやっておりますけれども、やはり生活していく場をつくってあげないとなかなか移住が定住にならないということになりますので、八女市の基幹産業である農業、林業が元気を取り戻すように期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

こんにちは。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、大変お忙しい中、傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

さきの通告に従いまして一般質問をいたします。本日は、ふるさと納税について、健康寿命の延伸について、そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックについての3点でございます。

最初に、ふるさと納税について伺います。

この数年でふるさと納税制度の認知度は上がり、今や3,000億円を越す規模に成長していますが、一方では自治体間のばらつきが大きく、年々格差が広がりを見せている実態にあります。

当市は、ここまでお礼品の見直しを初め改善策を講じることで、申し込み件数、金額とも増加傾向にあることは評価しますが、八女市のブランド力、そして、ふるさと納税自体のマーケットサイズから見ると、まだ相当な伸び代があると考えております。

また、ことし4月1日付の総務省通知において、従来から一步踏み込んだ内容が示されておりますが、この通知を踏まえて、当市として今後どのような考えで、どう取り組んでいかれるのかを注力しているところでございます。中でも、使い道を明確にしたふるさと納税をガバメントクラウドファンディングという手法で活用することには魅力を感じております。

そこで、昨年までの実績及び総務省通知を踏まえ、今後の取り組みについての具体策をお聞きいたします。

次に、健康寿命の延伸についてですが、今回は具体的な課題を取り上げ、3点について伺います。

1つは、がん検診の中で最も受診率の低い胃がん検診の考えと今後の方向性について改めて見解をお聞きいたします。

2つ目として、文部科学省はがん教育の全国展開を目指し、2015年からがん教育のモデル事業を実施するなど、今後は加速度的にがん教育の定着が進むと推測されます。当市のがん教育に対する考えをお聞きいたします。

3つ目は、広大な面積による効率面のハンディキャップを補うためにはICTを活用する手段があると考えますが、特定保健指導等を遠隔サポートする仕組みづくりについて見解をお聞きいたします。

最後に、2020年東京オリンピック・パラリンピックについて伺います。

開催まで2年余りと迫ってまいりましたが、国を挙げてのプロジェクトとして、特に若い世代が夢と希望を享受できるビッグイベントになることを願ってやみません。

現在、多くの自治体は事前キャンプの誘致に向けての取り組みが繰り広げられて、徐々に内定情報が聞こえる状況になっております。当市も、サッカー事前キャンプ誘致を目指していることについては承知しておりますが、その進捗状況と今後の見通しについてお聞きいたします。

以上3点について、執行部におかれましては、わかりやすい言葉で明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税についてでございます。平成29年度実績に対する評価と課題・問題点というお尋ねでございます。

平成29年度のふるさと支援寄附金の総額は約219,000千円で、前年度より約1億円の増となっております。昨年度は、新たに市内の事業所からお礼の品の提案募集を行い、新規に登録するとともに、年末期間限定の品物を準備するなど、お礼の品の充実を図ったことが寄附金額の増加につながったものと考えております。今後も引き続きお礼の品の充実を図りながら、八女ファンをふやし、本市の財源確保に努めてまいります。

次に、平成30年4月1日付の総務省通知を受け、本年度は具体的にどのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

総務省は、ふるさと納税にかかわる返礼品の送付などについて、地方公共団体に対して平成30年4月1日付で別紙のとおり通知を行ったところであります。本市といたしましては、その通知を踏まえ、趣旨に沿った対応をしてまいりたいと考えております。

次に、ガバメントクラウドファンディング（GCF）の概要はというお尋ねでございます。また、この仕組みをどのように活用するか、その計画はという御質問でございます。

ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと支援寄附金の申し込みサイトを運営するふるさとチョイスが自社のサイトで運用しているクラウドファンディングのことであります。同様の取り組みについては、総務省においてもクラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、ふるさと起業家支援プロジェクトや、ふるさと移住交流促進プロジェクトを立ち上げ、その推進を図っておりますので、本市におきましても制度内容について調査研究を進めてまいります。

次に、健康寿命の延伸についてでございます。胃がん検診において、厚生労働省指針に基づく胃内視鏡検査の導入見込みとスケジュールは。また、胃がんリスク検査の検討状況はという御質問でございます。

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部の改正により、胃がん検診として胃内視鏡検査も実施できるようになりました。導入につきましては、集団検診での実施は難しく個人医療機関での実施となるため、現在、八女筑後医師会、筑後市、広川町、八女市で協議を進めている状況でございます。

ピロリ菌検査につきましては、国は胃がんの死亡率減少効果を示す明確な証拠はなく、対策型検診としては推奨されておられません。市といたしましては、今後も健康づくりフェスタなどで実施をしてまいりたいと考えております。

がん教育に対する考えと今後の計画は、及び2020年東京オリンピックにつきましては、こ

の後、教育長が答弁いたしますので、先に(3)ICTを活用した遠隔保健指導システムを導入するための研究・検討の考えはについて答弁いたします。

現在本市では、面談や電話などによる保健指導を行っております。対象者と直接面談することで体の状態、表情、しぐさや会話などから保健指導に必要な健康情報が多く得られることから、今後も対面や電話での保健指導を継続していきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○教育長（橋本吉史君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

健康寿命の延伸について、がん教育に対する考えと今後の計画はとのお尋ねでございます。

学校における健康教育は、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することを目指すものであり、がんを取り上げた教育を推進することは、健康教育を推進する上で、その充実に寄与するものと考えております。そのことを踏まえ、現段階の学習指導要領のもとで生活習慣病などの予防の視点に置いた保健体育等の授業を中心に健康教育を推進していきたいと考えております。

次に、2020年東京オリンピックについて。2020年東京オリンピックに向けた事前キャンプ地への誘致活動はどのような進捗状況かとお尋ねでございます。

2020年東京オリンピックキャンプ地誘致につきましては、平成26年度に福岡県よりキャンプ地誘致意向調査があり、本市では、東部スポーツ公園を会場にサッカー競技の誘致を進めたい旨を報告しております。

福岡県では、この意向調査をもとに、平成27年度にブラジル、平成28年度にはコロンビアオリンピック委員会へキャンプ地誘致活動が行われました。このコロンビア誘致活動では、本市のキャンプ地情報に強く興味を示されたため、県と連動して、同国オリンピック委員会会長宛てに事前視察を要請する提案書を送付したところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

まず、ふるさと納税ですが、ふるさと納税につきましては3度、4度質問しておりますが、たまたま1カ月ほど前、菅官房長官の講演会を聞くチャンスがありました。その中で、菅官房長官が総務大臣時代の2007年5月に創設を提唱して2008年からスタートしたということで、菅官房長官は非常に思いの強いふるさと納税だということと、地方創生の大きな事業として今後も拡大し、あるいは支えていくということは明言されておりましたので、私も一時は、ふるさと納税はどこかでなくなるんじゃないかと危惧はしていましたが、これだけ、今3,000億円という規模にまで成長しておりますので、かなり長くは続いていく、あるいは長

期的になるような気はしておりますので、そういう意味でも、八女市としてももう一度本格的に取り組むべきかなと認識しております。

それと、マーケットサイズのことを冒頭にちょっと申しましたけど、平成27年では多分、いわゆる世帯数からいったら7%前後ぐらいの方が申し込みをされているというか、ふるさと納税をされていると思います。平成28年度になりますと12%前後、このぐらいまでは伸びているかなということで、そういう意味からいけば、まだまだいろんな方が、2割、3割までいくのかどうかわかりませんが、マーケットサイズとしてはこれから伸びていくと思っています。

金額的にも、当初は本当100億円弱から多分、平成29年は3,000億円規模を上回っておりますので、今の流れからいきましたらもっともっと上がっていくんじゃないかと思っております。

そういう意味で、ふるさと納税については継続されるという前提で今後取り組むべきだということを含めて質問をさせていただきたいということです。

先ほど資料のほうをいただいておりますが、平成27年から28年、29年と3カ年ある中で、平成28年は少し、いろんな諸事情で一旦落ちましたけど、平成29年に上がった要因と、それから、片一方ではまだまだやれるという中で、課題・問題点というのをどういうふうに分析されているか、これについて、まずお聞かせいただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

平成28年度と比べまして、寄附額は約1億円、それから件数で約3,200件増加をしております。

成果の要因としましては、お礼の品について取り扱い数をふやしたことと、季節ごとの魅力ある品物を御用意できたこと、あと、寄附の受け入れ業務を外部委託したことにより、市内事業者への協力要請やPR活動に職員のほうが重点を置いて取り組めたことが要因かと考えておるところでございます。

それから一方で、課題・問題点でございますけれども、お礼の品の充実はもちろんでございますけれども、この寄附により行った効果的な事業のお知らせ、それから寄附者の方々の継続的なつながり点など、それらの課題に取り組みながら、寄附額及び寄附件数をふやしていき、八女市のファンをどうやって伸ばしていくか、こういったことが最終的な課題になるかと捉えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。それと、お礼の品は順次、平成27年度からかなりふえておること、これの功を奏したというところは今お話がありました。この金額と、いわゆる全体、今資料を出していただいたお礼の品、あるいは送料を含めたこういう経費という面では経費率が4

割ぐらいというのは出ているんですが、現在ポータルサイトとして契約されているトラストバンクやJTBですね、そういう契約を含めると大体どのくらいあるのか、これをちょっと教えてください。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

資料でお示ししております。まず、お礼の品の送料金額ですね、こちらについてが86,431千円、それから、これが表から外れておりますものでございますけれども、PR、広報活動を行っておりますので、この分につきましては5,086千円、それから、先ほど議員からもありましたが、外部委託をしておりますので、この分の業務委託が主なものになってきますが、事務費としまして29,466千円ということになっております。この経費を合わせますと120,983千円ということになっております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

このふるさと納税で余り収益がどうのこうのではないんですが、やっぱり経費はある程度抑えながら、せつかく寄附していただいた方々の金額をできるだけ残しながら事業に使っていくという仕組みがうまくいくのが一番いいんですけど、今の全国的な流れでいくと、いわゆる一般論でいくと、全体でいえばどうも寄附額に対しての5割というところが一般的なような気はしています。一部の、都城みたいな、平成27年みたいなやり方をすると40億円をかけて10億円しか残らないみたいなですね。こういう極端なところはいろいろ抑えられていますので、できるだけこれが5割、4割になっていくような仕組みに変わると、ふるさと納税の活用度というのはもっとあるのかなと。

今、過渡期でありますので、そういうことばかりは言っておられません。具体的に今からどう取り組むかということなんです、その前に、総務省のこたしの見解の中に2つ解釈があっているのかどうかというか、「ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組」と、ここはどういうふうな解釈で理解したらよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、平成30年4月1日の総務省通知によりますと、その内容に、「ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組」とはということが書いてございます。

これまで本市としましても、全国の方々に向けて八女市への共感や応援の思いをまちづくり、地域づくり、人づくりとして実現するために取り組んできておりまして、寄附金の用途

は5つのメニューを示し、その成果についても取り組んだ事業をお知らせしているところがございます。

この総務省通知の取り組みにつきましては、従来の取り組みに加えまして、より寄附者の皆様に市が取り組みたい課題、それを解決するための事業等を具体的にお示しをし、賛同を得ることになります。事業の進捗や成果も詳しくお知らせしていくことから、寄附に対しても御理解を得やすい取り組みになったと捉えているところがございます。

○5番（高橋信広君）

今のお話は、どちらか使い道に移行していく、G C Fも含めた、そういうことをもう少し明確にしていくような自治体になってほしいという要請と捉えたらよろしいですかね。はい、わかりました。

もう一つ、「ふるさと納税をした方との継続的なつながりを持つ取組」とありますけど、ここはどう解釈ですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

本市では、これからのふるさと納税の進め方として、国のほうも新規開拓者をふやすということはもちろんですけれども、この新規で寄附をしていただいた方をいかに継続的に、例えば八女市のファンになっていっていただくか、そして応援をしていただくか、こういう取り組みをしていくことが大事なのではないかというふうに、提言というか、通知しているものだと考えておるところですけれども、これまでも本市では、ふるさと納税により寄附していただいた方に対しましてお礼のお便りとか、そういったものを送付させていただいておるところでございます。特に複数回にわたる寄附をいただいた方には、今後事業に賛同いただいたお礼というか、そういったものに何か、せっかくの八女市のファンになっていただいている方と捉えて、例えばプラスアルファの品物等はなかなかいかないかもしれませんが、八女市のことを知っていただくためのイベント情報であったり、例えば今年度特に力を入れている事業であったり、そういったものを1つ添えてお便りをお返ししていく、そういった取り組みが必要なのではないかなと考えているところです。

○5番（高橋信広君）

今の私の解釈は2つあると思っております、今おっしゃったことが1つです。それからもう一つは、お礼の品を送っておられる事業者と、ふるさと納税を送っていただいたその結びつき、要するに商業ベースでのつながりというところもあわせて考えていただいたほうが、せっかくふるさと納税とあっても単発で終わるんじゃないなくて、できればその方と1回、2回、3回と、別なものでつながっていくような仕組みをぜひ考えていただきたいというのは前から思っていますので、これはひとつ案件としてぜひ御検討いただければと思います。

それから、次に今後の取り組みですが、取り組みの中に、私はふるさと納税の考え方は3つあると思っていて、1つは、一番今多いお礼品を目当てにといたら、そういう表現はよくないかもしれません。お礼品が目的でと、お礼品を中心に動かせる不特定多数の方がいらっしやる。ここが圧倒的に多いと思うんです。それから、片一方では、八女市に縁のある方、本当に八女市のファンの方、ある意味特定できるような人たち、こういう人たちへのアプローチ、そういう層がある。それから、今後はもう少し使い道を主に選んでいこうと、八女市の中のこの事業だったらぜひ寄附したいなど、そういうことは総務省の通知の中にも入っていますので、そういう方向に変えたいということはあると思うんですね。ただ、あくまでも過渡期で、ここについてはかなり時間はかかると思うんですね。

そういう中で、これから八女市の申し込みの方々をふやしていくというところでは、この3つをうまく分類して、その中でそれぞれに対策を打つという考え方のほうがわかりやすく成果が出るんじゃないかと思っているんですが、これについてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

まず、議員のおっしゃいましたように、寄附者の方々の傾向といたしまして、商品から入ってこられる、商品を求めて寄附をされる、その方も寄附に対して何らかの事業を選んでいただいているということがありますので大変ありがたく思っているところですが、2番目に、八女市を本当に応援したいと、八女市が本当に自分のふるさとなんだ、そういった気持ちから八女市のページから寄附をしていただいている、そういったこと。それともう一つは、事業をもう少し具体的に明確に出しながらしていく、こういったことだと思っております。

寄附者の方が、まずお礼の品に関してはどのようなものに今関心を持たれておられるのか、こういったことを常にやっぱり事務方としては探っていきながら見直しを適宜図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど応援者という考え方では、これは以前の議会の御質問でもありましたように、県人会や東京八女ふるさと会、これは県人会も東京から関西、そして中京と、いろんなところがございますので、これは早速、今回リーフレットを作成しておりますので、春先にはその分をお送りさせていただいて御協力を願ったところでございます。

3番目の事業をもっとわかりやすくしていく仕組み、これについては私どももふるさと納税の趣旨に沿ったものであるとは認識しておりますので、今後研究、これを深めていきたいと考えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

今おっしゃった、そういう方向でいくという考えだと認識しましたが、特に不特定多数

の商品をベースに選ばれる方、ここが実は八女市はちょっと弱いんじゃないかと思っています。その結果、周りから、こんなところが10億円もいくのかみたいなのがたくさんありますよね。ふるさと納税というのは特徴的なことは、前年は10人ぐらいしか来ていないのにいきなり10万来たとか、極端な例があちこちに散見されるんですね。本気度というか、その気になれば、逆にいえば、ぽんと上がるようなものがあるんですが、今はもう総務省のいろんな制約もありますので、そこに抵触しない中でいろんな手段を打っていただければ八女市の地域の資源はいろんなところで活用できると思いますので、ぜひそこを研究というか、情報収集していただいたり、それから、ここは今1つは、せっかくだったら、ふるさと納税についてはデータがどんどん出てきます。7月になれば平成29年のデータも出てきますので、そういうところをよく分析していただいて、これはベンチマークをつくるようなことじゃないと思うんですね。やっぱりいいとこどりをして八女市に合うものをやった方がいいと思いますので、そういう研究をぜひしていただきたいということと、特にちょっと感じているのは、ある程度の100千円とかいう方々には定期便みたいなものがあるんですね。毎年100千円したら、例えば八女市でしたら果物、野菜等の変化をもたらしながら毎月配るとか、そういうやり方というのは結構多いみたいな気がしています。

それから、そうですね、先ほど「継続者」というところもありましたから、この継続は、逆にいえば、毎年データがありますから、継続していただいた方については、3回したら、5回したらみたいな、ちょっとしたインセンティブを与えるとか、お礼状と一緒に何かつけてあげるとか、そういうこともちょっと考えられたらさらに継続していただけるんじゃないかと思います。

それと、先ほどの情報収集の中で、やっぱりここに行ってみたいなというところについてはぜひ自治体のほうに、自治体というのは民間と違って全てを洗いざらい教えてくださいから、そういう意味では勉強に行かれて、本当にいいとこどりでやれば八女市はすごい金額いくような気がしております。ぜひとも。

そういう一般というか、今言いました不特定多数の方々への対策というのはいろいろあると思うんですけど、その辺のことは具体的にというか、意気込みというか、その辺課長どうですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

このふるさと納税が始まってからかなりたちますけれども、当初の目的から今も目的自体は変わっていないと思っております。ただし、その手法というものについては、その都度その都度かなり早いスピードで変わってきているものと思っております。

議員おっしゃいましたように、平成30年7月には総務省の通知も出てきます。この数値は

かなり詳しいものではございますので、私どももしっかりと分析を図りながら、そして、先日も私たち外部委託しております業者主催のセミナーにも、2日前ですか、うちの担当職員が参加してきておまして、大分刺激を受けて帰ってきているようでもございます。

私としましても、せっかく八女市を応援していただくファンを獲得する機会を与えてもらったと思っておりますので、力を尽くして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

この件については、本当によろしく願いいたします。期待しております。

それから、特定できる方の、ここは簡単そうで難しいところがあるんですが、特定できるというのは市民を少し巻き込んだらどうかということの一つの提案なんですけど、これも前にお話はしたような気がします。

例えば、私の友人とか、親戚とか、そういうところに対してぜひ協力をしてほしいという内容をもう少し個人情報に抵触しないような方法、例えば市のほうではがきをつくっていただいて、そこでコメントを少し本人が書けるような欄をつくっていただいて、本人の責任で出す、その結果、10人出していただいたら5人の方が寄附していただいたみたいなの、そういう流れをぜひつくっていただいたらもっとふえるのかなと思っていますし、やっぱり八女市に縁のある方というのは、ふるさと納税の仕組みを考えると意外と簡単にできると思っておりますので、ぜひそちらのほうも御検討いただければと思っています。その件どうでしょうか、この提案というのは。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

知り合いの方、御友人、親戚、そういった方々に八女市に対して寄附をしていただければというお手紙を御用意させていただいて、そして、それを八女市民の方が送っていただくという御提案だと捉えております。

この件につきましては、私のほうもまだちょっと検討しておりませんでしたので、例えば市のほうが料金を持てばどのくらいになるのかとか、例えばその仕組みが、料金後納という形が、着納法ではなくて、発信するほうのものに対してできるのかというのは、私のほうも今ちょっとわかりません。

それで、うちのほうとしましては、できれば、まずは広報、11月、12月が特に寄附者の方が多くなってきますので、そこに先駆けたところで八女市民の皆様方に市から出ておられる方々に一言お声かけくださいますかとか、ふるさと納税の御紹介を兼ねながら広報でまずは取り組んでいきたいなど、そういうふうを考えておるところでございます。

○5番（高橋信広君）

今の呼びかけは呼びかけでいいんですが、大半のことは呼びかけで終わるんです。より具体的な何か手段を打たないと動かないです。そういうことも加味して考えてください。

それから、次にG C Fのお話を少しさせていただきますけど、このG C Fについては、各自治体少しずつ実績も出ているようですけど、具体的にこのやり方、もう一つやり方はある程度わかるんですが、基準というか、どういう形で、どなたの意見をとか、行政だけで決めていくのか、あるいはいろんなN P O法人あたり、諸団体の希望を受け入れてこのG C Fに乗っける、このあたりの考え、大枠というのはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

このガバメントクラウドファンディングは、私たちが契約しておりますふるさとチョイスが行っているクラウドファンディング、市が行うクラウドファンディングと認識しております。このガバメントクラウドファンディングにつきましては、議員がおっしゃいましたように、まずは今私たちが平成30年4月1日で通知を受け取って研究に取りかかったばかりのところございまして、例えばその対象となる団体も、各市の取り組みでもばらつきがあるようございまして。市自体がする事業であったり、先ほど議員がおっしゃいましたように、N P O法人も含めたりとか、そうじゃなくて、任意の団体で取られるとか、そういった対象団体についてもそれぞればらつきがあるのかなど、そして、どういった事業を採択していくのかとか、そういったところにも狭いところから広く持つところもあるようです。こういったところをやぱりきちんと、基準とか制限とか、制限と言いますとあれですけども、基準なりをしっかりと設けていきながら、どういうふうを選定をしていくのかとか、そういったものをやはり、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、先行して行っておる市もございまして、そういったところを調べながら勉強、研究をさせていただきたいと捉えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

この件については、ただ、短期間の中でぜひ研究していただいて、多分いろんな団体の方とか、こういうのはぜひ使ってほしいんだよなというのは多分私のところに来ていますし、その制度というか、仕組みのところを早期につくっていただいて発進していただくよう、これについては要望いたしておきます。

もう一つは、主要目的というところについては、八女市の主要目的は5項目ありますけど、もう少し今後、総務省も言っているように、より具体的なところを少し加味させながら、5項目の中のもう少し細分化したものを入れるとか、そういうことも少し見直す時期じゃないかと思っておりますので、これについてはどういうお考えでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

確かに5つのメニュー、これは設けておりまして、寄附をされている方はいずれかの事業を選んでいただいております。

確かに国のほうも、もう少し具体的な事業を、寄附者の方にわかりやすい、応援しやすいようなところを出してみたらどうですかという通知は来ておりますので、そういったところも含めて研究はしていかないといけないと思っておりますけれども、ただし、この5つのうちのどれかを選んでいただいた事業につきましては、翌年度きちんと八女市がとり行う、例えば子どもに特化した部分であるとか、特に目玉になっているような事業に充てさせていただきまして、ホームページ上でも翌年度に取り組んだ事業についてはきちっと報告をさせていただきますので、そういったところについては、いいところは残していきながら今後も、これは活用を図ってはいきたいと思っております。これに加えて、何か取り組むべきところがあるかというのは、今後また研究をしていきたいと考えておるところです。

○5番（高橋信広君）

それでは、この件については最終的にはと、大きな目標というところでは、八女市ファンをふやすということは、申し込みファンをいかにふやすかというところは大きなテーマと私は思っているんですが、いつもやっぱり100千円ぐらいいけるんじゃないかという勝手な思いがあります。

市長もこのふるさと納税についてはいろんな、もともと18年間やっていただいておりますので思いがあると思われませんが、今の流れ等を含めて市長の今後の方向性というのは、よかったら御答弁いただければと思います。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、ふるさと納税、貴重な財源に今なっております。したがって、増額をさせていく施策を今後講じていくのか、これはさまざまな課題がございます。じゃ、今の商品だけでいいのか、もっとやっぱりふるさとで生産された農産物を初め、民芸品も含めて、これをやはり返礼としてできるだけ使わないと地元の経済の活性化に結びつかないという点もございます。

それと、昨年度は御承知のように博多あまおうが実は1位でございまして、キウイフルーツもそうでございました。上位にランクされております。しかし、先ほど橋本議員からも質問がございましたけれども、キウイフルーツもかいよう病がさらに進化をして八女のキウイフルーツの評価が下がるということがあってはならないですね。じゃ、博多あまおうが今後は永久的に理解できるか、評価されていくかというのはわからないわけです。今、県も必死で博多あまおうに次ぐイチゴの研究をやっていますが、なかなか難しい。最近の農業新聞で

見ますと、御承知のとおり、香港に博多あまおうをかなり販売しています。しかし、これが減少傾向にあります。このように、特に農産物については非常に評価の変化がありますし、将来が保証されていないという部分があります。しかし、私どもはそうは言っておられない部分もありますし、それはそれとして対応策を考えていかなきゃなりません、しかしながら、このふるさと納税は非常に貴重な財源でございますので、いろいろ御意見を聞かせていただいておりますが、またよく今後のあり方について、どうやって返礼品の増額をしていくのか、あらゆる角度で検討をしていかなきゃならないと思っております。

御承知のとおり、今回の法制度で久留米市が自転車を外されたことによって何億円と少なくなったという事例もございますので、ぜひひとつ何かいい御意見がありましたら、また聞かせていただければと思っております。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

それでは、次のテーマのほうにまいります。

健康寿命について、まず胃がんについて少しお話していきたいと思いますが、胃がんに今回特化したのは、がん自体は年々ふえていますよね。平成16年で30万6,000人でしたっけ、前の年が29万人ぐらいということでやっぱりふえている。ただ、胃がんだけは減っている。平成10年に5万人、そこからだんだん下がって、平成16年には4万5,500人ということで、胃がんだけは下がっている。特にやっぱり2013年2月のピロリ菌感染症に対する除菌治療が保険適用になったときから下がり幅が大きくなっているという実績があります。ただ、減少はしているものの、問題はやっぱり高齢な方ほど罹患率、死亡者が多いんですけど、特に75歳以上の方はいまだに上がっているんですね。

もともと胃がんの死亡者は、先ほど言いましたように高齢化ほど上がる。片一方では、エックス線のバリウム検査ですね、こちらの受診率というのが、もともと八女市の場合は9%前後ですけど、75歳以上になるともう2%台と極端に減ります。これはやっぱり力が必要と、いろんな面でなかなか受けられないということ、ここのジレンマというのをどうするかというのがあるんですね。そういう意味では、新たな対策型の検査、これが内視鏡というのが導入されましたので、早く導入していただきたいんですけど、先ほどの市長の答弁では、検討していますというか、協議していますということでしたが、見通しというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

これまでの経過について御説明をいたします。

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が一部改正されたことにより、胃内

視鏡検査は平成28年4月1日から適用となりました。検診項目としましては、胃部エックス線検査、または胃内視鏡検査のいずれかとするということです。対象者は50歳以上で2年に1回の受診とされました。ガイドラインによりますと、胃内視鏡検査は、受診者にとっては負担の多い検査であり、無症状者を対象とする検診は安全管理がより重要であることから、偶発症を可能な限り避けるため診療以上に慎重な対応に万全を期すこと、また、安全性の確保にはほかの検診よりさらに留意すべきであるとされております。

胃内視鏡検査は、対策型検診として推奨されましたが、体制が整備されている胃エックス線検査とは異なり、その実施には、さまざまな課題、問題が提起されております。ガイドラインでは、重篤な偶発症に迅速かつ適切に対応できる体制の整備ができないうちは実施すべきではないとの条件も付されております。

設備の面でも、胃内視鏡の保有本数、自動洗浄性消毒器、専用内視鏡室も必要となります。

また、検査医師の資格でも日本消化器学会検診認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器学会専門医のいずれかの資格を有する医師、または診療検診にかかわらず、おおむね年間100件以上の胃内視鏡を実施している医師となっております。

これを踏まえまして、八女筑後医師会、筑後市、広川町、八女市で委員会を設け、国の指針どおり実施する方向で協議を進めているところでございます。

委員の中からも、胃内視鏡検査を行う医師の技術が必要であること、また、裂創や出血のリスクを伴うといったことから慎重に協議を進めている状況でございます。

○5番（高橋信広君）

今のお話からいくと、もう前向きに進んでいるということですが、この対象、要はそういういろんな制約というか、基準があるんでしょうけど、例えば公立八女総合病院だったらオーケーであるとか、今クリアしているところは候補として幾つの病院があるんですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

今、八女筑後医師会、それから筑後市、広川町、八女市の委員会の中で話していることにつきましては、先ほど説明いたしました資格医師の認定があるかどうか、それから、診察、検診にかかわらず、おおむね年間100件以上の内視鏡を実施しているか、内視鏡の洗浄器を備えているか、こういった面から観点を検討いたしまして、現在のところは22の医療機関があるということになっております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

時期のことをおっしゃらなかった。大体見通しとしてはいつごろからできそうですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

先ほども国の指針どおり実施をする方向で協議をしておりますので、スケジュール等については現時点では未定でございます。

○5番（高橋信広君）

この件については終わります。できるだけ早くどちらかを選べるような対策型の検診になっていただくようお願いしておきます。

それから、リスク検査のことなんですけど、これはピロリ菌のことです。厚生労働省のほうで、がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針という中に、ヘリコバクターピロリ菌のピロリの除菌は、感染という観点で1次予防であるということ明記されております。そういう意味からいったら、このリスク検査というのは1次予防であって、それから、2次予防としての胃内視鏡、あるいはエックス線検査とは時限が違うと思うんですね。今の受診率がこれだけ低かったら、やっぱり1次予防を入れるべきじゃないですか。入れることで、あくまでもこれはリスク検査です。それで、少なくとも将来的にも対策型検診になるとは僕も思いません。要するに1次予防として、例えば大川でやっている胃の健康度合いをはかるみたいな、そういう観点で、胃に対して1次予防と2次予防を入れていくことで胃がんの罹患率を抑えていくという考え方というのはいかがですか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

有効性評価に基づく胃がんの検診ガイドラインによりますと、対策型検診としてはピロリ菌検査は推奨しないということになっておりますので、集団検診の中では実施はしていませんが、イベント等の中での検診を今後も引き続きやっていこうと考えております。

○5番（高橋信広君）

この件は、堂々めぐりになりそうなので、ただ、対策型検診になっていない前立腺がんも入っているのは事実なので、別に対策型検診じゃないといけないということにはならないと思うんですね。その理屈は通りませんので、ただ、胃がんの罹患率をどうやって減らしていくか、死亡者を減らしていくか、八女市の方を救うかという観点でもう一度考えていただきたいということでございますので、もう一度よく御検討いただきたいと思います。この件は終わります。

次に、がん教育のお考えの件ですが、福岡県もモデル事業として2年前から取り組んでおられると思いますが、この具体的なことというのを少し教えていただけますか。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

文部科学省が推奨しているがん教育のモデル事業の件でございますが、県内では福岡市が

取り組まれておりまして、平成26年度、27年度、28年度の3カ年で実施をされているというのを把握しているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これは最終的にはあと数年はかかって、保健体育の中でやられるという方向だと思うんですけどね。八女市としても、今のスポーツ健康づくり都市宣言という宣言都市の中でできるだけ早く進んでいただきたいという思いがあるんですが、八女市として独自で、それと、このがん検診をやることでの大きな効果は、やっぱり家族、子どもさんたちががんの知識を得て、その結果、家族に対していろんなお話をして、その結果、受診率も上がるというところもぜひ加味してがん教育というのはやっていただくと非常に効果はあると思っておりますので、もちろん子どもさんたちのこれから命を守るということが一番重要なんですけど、その件について含めてお答えいただければと思います。

○学校教育課長（原 亮一君）

済みません。説明が不足しておりました。

基本的に教育長答弁のように学習指導要領には取り組んでいきますけれども、それを補足といいますか、子どもに身につけさせるような活性化をさせるために、国のほうのがん対策基本計画の中で外部講師の活用ということを打ち出されております。それをモデル的にやったのが先ほど申しました福岡市の取り組みでございます。

外部講師の教育のやり方につきましては、基本的に文部科学省は県が方向づけをとるようという考え方をしております。でございますので、市町村教育委員会としましては、県のほうと方向性を一にしながら取り組みを進めていきたいと思っております。福岡県では今年度40校をモデル事業に外部講師をやる事業を行うとされているところでございます。八女市としては、そういう状況を踏まえながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

じゃ、このがん教育については、ぜひ学校教育課長のほうで前へ前へ進めていただくよう、この件についてはよろしく願います。

最後になりますけど、ICTを活用した遠隔保健指導システムの云々については、今のところ、先ほどの答弁では、電話があるからこれでやっていくということでしたけど、私はもともとと思っていたのは、特定健診だけじゃなくて、保健師の方が本庁のほうに集結していますよね、そういう方々をいかに活用というか、効率的に動いていただけるかという中で、遠隔システムというのを、テレビ電話ですよ、もともと僕はテレビ電話のイメージで言っていたんですけど、いろいろ調べていますと、もう厚生労働省のほうも特定保健指導について

はガイドラインを引いていますね。これについて具体的に何かお話は来ていますか。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

I C Tを活用した特定保健指導の実施の手引きという手引き書は届いているところでございます。

現在行っております特定保健指導についてとかの説明はよろしいですかね。（「あわせていいです」と呼ぶ者あり）

現在は特定健診を受けられまして、特定保健指導につきましては、その結果によりまして積極的支援、それから動機づけ支援、情報提供という3段階の支援に分けます。その中で、積極的支援と動機づけ支援につきましては、本庁各支所で日程を決めまして、保健師が直接面談による実施を行っているところでございます。

議員御指摘のI C Tを使った特定保健指導の手引きの中では、初回面談は直接行う場合は20分、遠隔面談の場合は30分以上と示されております。また、その中で必要な実施環境としましては、初回面接は直接会って行うという原則を踏まえ、遠隔面接を実施する際には、直接会って行う場合と同程度の質が確保されるよう必要な環境の整備をすること、また、情報セキュリティの確保、あるいは遠隔面接の円滑な実施のため対象者が機器を使用することや資料等を交換することなどを補助するものを実施会場に配置することが求められております。その際、個人情報保護等の観点から、保険者は補助者が遠隔面接の指導に従事する者と対象者との間で交わされる情報に触れないように配慮することといったことも示されております。

直接会って行う以上に、個人情報について会話の細やかな配慮も必要とされますし、メリットといたしましては、利用者の移動時間にかかる負担をなくすることができる。それから、距離的な問題で指導が受けられなかった対象者が指導を受けやすくなるといったことはメリットとしてございます。デメリットとしましては、直接面会は1人20分以上であるのに対しまして、I C Tを使った遠隔面接は30分以上と規定されております。

また、相手の意図が伝わりづらいであるとか、顔が見えるツールであっても会話の間合いがとりづらく、どちらか一方的に会話をしてしまう危険性もある、通信機器のトラブルのリスクなども上げられまして、信頼関係がなくなる、そういったことも上げられておりますので、当面は現状の直接お話をして保健指導を行うという方法でいきたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

それでは、最後にオリンピック関係ですが、先ほどのお話では、コロンビアが最有力というか、有力で今進んでいると。これからのスケジュールというか、どういうタイミングで、どのような、八女市としても活動誘致に1回来ていただくとか、現場を見るとか、そういう

ところはどのような計画になるのでしょうか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にありましたとおり、コロンビアのオリンピック協会においては、うちのグリーンフィールド八女の施設については非常に気に入っておるということで直接県のほから聞いております。

答弁書にも書いておりますとおり、コロンビアのオリンピック委員会のほうに県と、それと八女市、それともう一つ、筑後地区の市を交えて事前視察においでいただけないだろうということで、当然コロンビアのオリンピック協会の役員さんとサッカー協会の会長もお願いしますという形で要望書を出しております。

あちらのほうには、ちょっと時期的に今はオリンピック選手の国内、国外大会がまだ真っ最中ですので情報は把握しておらないと。それと、大統領選等もありますから、新政府が立ち上がってから、8月以降の視察の期間であれば、そちらが望ましいんじゃないかという検討はしておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

それから、これは最終的にはコロンビアということで、男女ということで理解していいですかね。男子も女子も来たら両方、男子だけ、そこについてはどうなんですか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

八女市の要望としましては、男女サッカーチームということで考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

もう一つ、済みません。パラリンピックについては5人制というのがあると思うんですけど、これについてはコロンビアは参加見込みはあるのでしょうか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えします。

パラリンピックの天然芝を利用した競技には、5人制サッカーが東京オリンピックから採用されます。ちょっとうちのほうもパラリンピックのほうには、オリンピックが終わった後にありますから、当然機会があれば情報を仕入れて行っていきたいと思っております。

ただ、盲導犬とか、さまざまな制約があるようでしたので、それも附帯条件を考えながら対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。もうしばらくは様子を見るしかないのかなというお話でしたけど、ぜひ2020年前に、来られるとしたら19年になると思うんですけど、事前キャンプに誘致ができれば非常に活性化につながると思いますので、これは頑張ってくださいよろしくお願いいたします。

最後になりますけど、きょうの質問については以上で終わりますけど、特にふるさと納税については、私は3年前から非常に八女市にとっては有利な財源確保になると踏んでおりますので、みんなで一生懸命考えて大いなる成果につながるように、飛躍の年になるようによろしくお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

暫時休憩します。2時25分まで休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

16番栗原吉平議員の質問を許します。

○16番（栗原吉平君）

お疲れさまでございます。本日最後の一般質問を行いたいと思います。最後までよろしくお願いいたします。

市内には地域の祭り、それから文献、それから史跡、それから景観、伝統行事など、有形、無形の文化財がありますが、この価値ある文化財を継承し、後世に残していかなければいけません。そのためには現状を把握し、適切に保存していかなければならないと思っております。少子・高齢化と人口減によって、保存していくことが少しずつ困難になるのでないかと危惧しているところでございます。本日の質問は文化財の保存について八女市の考えをお聞きしたいと思っております。

さらに、これに関連して、今国会における法案通過も見込まれる文化財保護法の改正、この改正は文化財の確実な継承に向けた、これからの新しい時代にふさわしい保存と活用のあり方になっております。この改正のようですが、この方向についてお聞きをいたします。

2点目は、地域交通網形成計画は地域の路線バスやデマンドタクシーをどうあるべきか、お尋ねをしたいと思います。

最後になりますが、中間地域に凍霜害が起き、経営の存続を危ぶむ農家がふえ始めてまいりました。今後の市の方針をお伺いしたいと思います。

あとは質問席にて随時質問したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

16番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、文化財についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に地域公共交通網形成計画について及び農作物の凍霜害についてにつきまして答弁をいたします。

地域公共交通網形成計画についてでございます。路線バス、ふる里タクシーの今後はどうお尋ねでございます。

路線バスとふる里タクシーの役割分担については、市外の移動及び市内地間の移動を路線バスが担う一方で、ふる里タクシーは地域内における移動を担い、通院や買い物などの市民の日常をつないでいます。本市の公共交通ネットワークは、市内に一定の日常生活エリアを複数設けて、それを結びつけるという形を特徴としております。今後の交通施策についても、この形を基本としてまいります。

次に、農作物の凍霜害についてでございます。まず4月8日朝の被害は、お茶の他どんな作物に影響を及ぼしたのかという御質問でございます。

お茶のほかキウイフルーツ、柿など、新芽が芽吹いていた作物に被害があったとの報告をJAから受けております。これらの作物につきましてはJAの各作物担当指導員により、今後の栽培管理の技術指導を行っております。

次に、対策はどうされたのかという御質問でございます。

お茶については、茶業部会、JA、八女普及指導センターなどの関係機関で緊急会議を開催し、被害の把握と被害状況に応じた対策などの検討を行い、緊急凍霜害対策技術情報を作成して生産者に周知し、八女茶業部会技術員による現地指導を行っております。

以上、御答弁を申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

16番栗原吉平議員の一般質問にお答えいたします。

まず、文化財について。文化財の課題をどう捉えているのかとお尋ねでございます。

八女市の指定文化財件数は福岡県内の自治体の中では2番目の指定件数を誇り、積極的な文化財保存活動に取り組んできた証でもあります。ただ、指定文化財のほとんどが個人、民間団体等の所有となっております。このような現状の中、過疎化、少子・高齢化などを背景として、おのおのが所有する文化財の保存や継承の担い手の確保等が難しいケースがふえており、文化財の課題の一つと捉えております。

次に、文化財保護法の改正に伴う今後の方針はとのお尋ねでございます。

地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に文化財保護法が改正されています。八女市においても当該法の趣旨に基づ

き、文化財等を観光資源として活用していく施策を関係機関と連携して計画的に進めていきたいと考えています。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（栗原吉平君）

きょうの朝刊の筑後版に矢部村の林業遺産のことが載っておりました。せんだってから市長には大変そのことで御迷惑をかけ、ありがとうございました。矢部村では明治時代から受け継がれた木材の伐採や搬出などに使われた道具や当時の食生活などを記録したことを整理して、それを日本森林学会が主催する日本林業遺産として答申をしておいたところでございます。それが今回認められて、この称号を得たということでございます。

この遺産の道具や生活を記録したもの、これは昨年9月に、実は八女市の文化課の職員に御足労をいただきまして、道具とか文献というのは先に市の文化財として登録を受けておりました。非常に御迷惑をかけたと思っております。その文化財は、今、矢部のほうの柚の文化館のほうにございますが、保存するにも箱に入れたまんまですから、やはり保存の仕方がわからないと悩んでおられました。それで、この保存の仕方がわからないということで悩んでおられますので、特に市内のたくさんの文化財は一体どうなっているのかと思ひまして、今回質問させていただいたわけでございます。

そこで、答弁にもありましたように、積極的に八女市としては文化財の活動に取り組みされてきたということでございます。その中でも個人や団体の所有が多く、過疎化していく地域においては保存等に問題があるということに教育長から今御答弁を受けたと思うんですが、文化財というのは一くくりでいいますと、有形、無形、民俗、記念物、景観、建造物など多種多様の文化財がある。それにもよって国、県、市、あるいはそういった指定を受けない文化財までありますが、そういった数は大体どれくらいあるのか。そして、もともと県とか、国とか、市とか指定を受けると、大体どういう制約があったり、どういうことが問題なのかということをお知らせ願えればと思います。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

八女市の文化財の指定の状況ですけれども、先ほど議員のほうから御質問の内容で、例えば、建造物であったりとか天然記念物であったりということで、项目的に分けるとかなり細かい数字になってまいりますので、大まかなところでよろしいでしょうか。国が指定を受けている分が9件、県が33件、市が137件、合計の179件ということになっております。

またあと、指定を受けていない文化財ということですが、なかなかちょっと難しい部分があるんですが、現段階で文化財専門委員会ということで、そこに諮問なり答申を待っている案件がございます。具体的に言いますと、諮問を予定している分が1件、答申を待っ

ている案件が2件、今後、指定していこうという候補として案件を上げている分が3件でございます。そのほかにも指定という文言ではないんですけれども、国に対しまして登録有形文化財ということで、この分については1件、国のほうに進達しておりますけれども、まだ結果は出ておりませんが、この分についても最終的には国の登録文化財ということで通達で来る予定になっておるところでございます。

それとあと、具体的には指定を受けたところによっての特典関係ですけれども、国の重要文化財ということになってまいりますと、当然、自治体にとりましては大きな広告塔になるのかなとは考えております。具体的になりますと、岩戸山歴史交流館にしましても、かなりの国レベルの重要文化財を展示しておりますので、入館者数にはかなり貢献をいただいておりますのかなと思っております。

それとあと、具体的にこういった指定文化財を受けると、交付税の算定基礎にもなるというところもあるかと思っております。

それとあと、個人所有の文化財の指定関係で税法的な優遇措置もございますし、建物の関係が修復を行うということになってまいりますと、かなりの率の高い国の補助金がいただけるという形になってまいりますので、そこら辺も大きな部分ではメリットかなと思っております。

それと、制約という形でお話をいただいたんですけれども、制約という言葉が適切かどうか、ちょっとわからないんですけれども、現在、文化財の保護という一面からいいますと、消防法のほうからかなりちょっと指導をいただいておりますけれども、やっぱり文化財を後世に残していこうということで、できるだけ消防施設の設置を――義務ではないんですけれども、努力義務ということで、そういった指導が今入ってきておるところでございます。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

教育長の答弁にもありましたが、面積は北九州に次ぐ2番目、文化財の数も福岡市に次ぐ2番目ということで、非常に多いということがわかりました。

それから、もろもろについては、今、課長のほうから答弁があったようでございます。この指定されたもの、国、県、あるいは市指定されたもの、これについての例えば移動であったり、中には紛失とか盗難、それから焼けて焼失、売買はないと思っておりますけれども、そういったものは個人の場合の所有者、または団体というのとはちゃんと把握されておりますか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

先ほど179件ということで総数を申し上げましたけれども、そのうちの132件が個人なり法人、神社、お寺関係の持ち主ということになっておりますので、全体的な率からいうと4分

の3が個人並びにそういった団体が持つてある財産という形になっております。全国の傾向からすると、やっぱり個人所有の文化財についてはかなり紛失をしたりとか、基本的な考え方として、後に継がれた後継者の方がその文化財に対する価値観を感じない場合にはちょっと手放すというケースも何か出ておるといふ状況があるようです。

八女市としまして、具体的にこういった個人所有についての確認作業ですけれども、おくれればせながらですが、平成29年度から文化財のデータ化を進めております。ちょっとまだ全部でき上がっておりませんけれども、1つの案件に対しまして指定書であったりとか、そこら辺の歴史的な部分とか資料関係も1つの部分で整理をさせていただいておりますので、昨年度から進める中で、ちょっと疑問が生じた場合についてはそれぞれの現地に向かいまして確認作業を行っておるところです。現在進行形ということで御了解をお願いしたいと思います。

○16番（栗原吉平君）

個人の持ち物も大分多いということでございますし、4分の3が個人だということでございます。やっぱり地域の高齢化、それと過疎化、そしてやはり空き家のふえる状態において、例えばその人から、個人から、市の文化財として指定を受けているけれども、もう守りしきらん——守りしきらんという言い方じゃなくて、個人として市のほうに寄附したいと、そういう申し出があった場合、市の対応はどうされていますかね。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えします。

具体的には現段階で指定を受けてある文化財について市のほうに寄託なり寄附ということで、具体的な例は挙がっていないんですけれども、別の案件ということで一つの事例ですけれども、市内の方で著名人の遺族の方からちょっとお話をいただいております。まだ親族を含めて調整をさせていただいておりますので、具体的なお名前につきましては控えさせていただきますけれども、その案件もちょっと見させていただきました。かなり古い古文書という形で字もちょっと見にくい状態かなと思っております。そこら辺も含めまして、今後、親族会議を今月末に開くということでも伺っておりますので、そこら辺をちょっと伺いながら——ただ、かなり傷んだ古文書、また貴重な文化財でもありますので、それを仮に受け入れた場合、かなり虫食い状態の中で、具体的に言いますと燻蒸とかそういった措置をしなければ、なかなか受け入れしがたいというところもありますし、当然、紙ベースですのでかなり傷みも、そのまま倉庫に収蔵となってくるとますます劣化を増進する形になりますので、そこら辺をちょっと避けながら、それぞれ貴重な文化財についてはそれ相当に合った湿度管理ができたりとか、そういったところの収蔵庫関係についても、ちょっと今後検討が必要かなとは思っております。

ただ今回のケースにつきましても、やっぱり自分のところだけでは保存ができないということで、子どもたちにお任せしてもなかなかそれが後継にはつなげないというところでの悩み相談から始まっておりますので、今後こういったケースはかなりふえていくんではないのかなとは思っております。

○16番（栗原吉平君）

今、課長の答弁にあったように、今後やっぱりそういった件数というのはどんどんふえてくると予測しているようでございます。これについても以前にそのような申し出があったと聞いております。

しかも、やはり日本のように高温多湿の場合は傷も、傷みも早いし、ましてや空き家がふえている状況では空き家にほったらかしの文化財もあるかもしれません。やはりそういった面では、八女市の文化財として保存、保管する必要性を強く感じているところでございます。

そこで市長にお願いしたいんですけれども、やはりそういった文化財がどんどんふえることによって、私じゃ守りしきらんと、もう市のほうにお願いしますと、ぜひお願いしますということになれば、やはり市も新たに収蔵庫をつくるのかそういったことは考えられていないと思うんですが、例えば、公共施設のあり方検討会から八女市公共施設等総合管理計画に移りましたけれども、この中で、例えば、公共施設の総合管理計画を見て、402ある施設の中で文化財の新たな収蔵庫をつくるのは難しいと思いますけれども、各支所を含めた施設に文化財を集めて保管することのできる場所、そういったものは利活用の観点から必要性が出てくるのかなと思っておりますけれども、市長はどのようにお考えか、また検討されてはどうかということをお聞きしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

私も最近ちょっと気になっておりますのが、矢部村の学びの館……（「柚の文化館」と呼ぶ者あり）ですね。あそこを保存しなきゃならないものはないのか。あのままずっとあの館で文化財の価値のあるものを守られるのかと、こういうことを最近、大丈夫なのかなということを感じておりますし、その他の地域でもそういうことはあり得るだろうとは思っています。

したがって、将来にこういう文化財を残していくことは行政としても、あるいはまた市民の意思としても極めて重要なことですので、検討はしていかなきゃならんだろうと思っておりますが、実態をまずどの程度保存しなきゃならないものがあるのかどうか。今、課長答弁しましたように、179件の文化財があるということでございますので、非常にこのあたりの調査を踏まえた中で検討していかなきゃいかんと思っております。

○16番（栗原吉平君）

ある雑誌で読んだのですが、自治体の合併などで地域に残る公共施設が各地で非常に余り余って問題になっているということだろうと書いてありました。継続的に運用していくことは医療行為と同じで定期的に診断して治療する。これはカルテによる管理をして、体制づくりをして有効活用をするマネジメントをしていただくことが大事だと述べてありました。ぜひ、そういう意味ではやはり今の公共施設をどうにか文化財を守っていく立場からしていただきたいなと思います。

それから、教育長にお伺いしますが、今、課長のほうから平成29年度にデータベース化したということがございます。八女市の文化財を平成29年度からベース化を始めたということがございます。

八女市のホームページをのぞいてみて、八女市の文化財をいろいろ調べると、これは全く分かんいですね。全くという言い方はいけませんけれども、やはり非常に八女市外の方、市内の方、どこに文化財があるとわかっておきながらも、その存在が八女市のホームページじゃわからないという状況が生まれてきております。それは今、課長が答弁したように、平成29年度にデータベース化、これはデータベース化をして、やはりきちっとウェブ上にちゃんとアクセスすれば、誰でも見られて、写真も見られて、文献も見られて、その由来もわかるということであれば、やはりその文化財とさまざまな資料をデータベース化して、ネットワーク上で回覧するホームページをつくらんとこれは意味なかです、はっきり言って今のホームページの回覧の方式じゃですね。ぜひ、そういった方向に進めていただきたいと思いますので、これはもう答弁を控えます。もうデータベース化するということがございましたので、よろしく。

先ほども、これはデータベース化するところで一番いいのは、福島県の相馬市、福島県の相馬デジタルミュージアムというところがある。これは皆さん、そこにiPadを持ってあるので見てわかると思うんですが、簡単で非常にわかりやすいですね。1つクリックすれば、写真から何からどこにあって、どういった物語があって、まとめてもらうと八女市の文化財も非常に多くの人に認められるんじゃないかなと思っております。

そこで、こういった文化財を生かした地域振興を後押しするという形で、今回、文化財保護法改正案が決定をしております。これも来年度から実施するということがございますので、どのような改正案か、概略わかりましたら、課長お願いします。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

文化財保護法の一部改正が行われております。具体的には来年の4月1日から施行が開始されるということで、今回の法改正に至った背景としては、先ほど議員のほうからお話がありましたように、過疎化、少子・高齢化が背景として全国的に文化財の滅失や散逸の防止が、

近々の課題が背景にあるということであつたおとるところでございます。

今回の法改正の主な考え方なんですけれども、文化財を地域振興に活用する仕組みづくりをやっつていこうという形になっておるかと思つております。具体的には、従来、文化財というのはやっぱり保存が中心だつたと思つたんですけども、今後は観光資源を含めまして活用できる文化財を育てていけないかというところが趣旨になっております。

また、従来から、指定文化財ということでもありますけれども、今回の法改正によりまして、未指定の文化財についても、指定、未指定関係なく利活用を行つていこうという体制が法的に認められたとなつてくると思つております。

先ほどちょっと、指定とか一定法の文を整理させていただきたいんですけども、今回の法改正で文化財の指定のやり方には指定文化財、これは結構時間がかかります。当然、学術の後ろ盾なんかもありまして、指定関係がかなり時間がかかるんですけども、今回の法改正の中では国の登録文化財としての推進を行つていくという形になってまいりますので、そういったところを未指定の分につきましても、今回の文化財保護法の改正によりまして、いろんなまちづくりに適用できる部分が広がつたのではないのかなとは思つておるところでございます。

○16番（栗原吉平君）

地方教育行政法も改正をされております。教育委員会が所属する文化財保護業務を市長が担当できるようになりますから、観光などの活用の円滑化も図れるようでございます。一番の目的は過疎化、少子・高齢化で、各地に残る貴重な文化財が減びていかないように、地域づくりをお手伝いするためにこの改正案が出たということでございます。つまり文化財を地域の提案事業として利活用していく。これは文化財保護の観点から大きく変化したところだと述べてあります。

国指定の文化財も、地域の宝として国の認可を受けて観光客を呼べる文化財の利用ができるようになったということで、八女の文化財が大きな意味を持つてくるんじゃないかと思つております。しかも、この改正案は民間団体や商工会、そういったことも参画して地域活性化と連動してやりやすいということでございますので、文化財の扱い方が今後変わつてくると思つております。また、来年度からも教育委員会も非常にこういった面では忙しくなるんじゃないかと思つておりますので、よろしくお願ひします。

国は違ひますけれども、ポルトガルでは放置された文化財の遺跡を民間が整備して、ホテルに改装している。観光施設として活動をされています。文化遺跡が見事に変わったということでございます。

八女市でも国指定である福島、黒木の伝建の観光客も相当ありますけれども、さらに多くの観光客を受け入れる仕組みづくりが大事じゃないかと思つております。そういえば、

例えば大淵の五條家の宝物も利活用できれば、地域もまた違った方向性があるのではないかと考えております。これについては、来年度からの実施になるようでございますので、今年度のうちに計画素案ができればいいんじゃないかと考えております。

さらに、この文化財改正案の中に、また八女市の総合計画の86ページの中にも文化保存の活用として古民家という文字があらわれてきます。今回の改正案の中にも古民家という文字が幾つも出てきます。築50年以上の古い家は古民家として定義になっているようでございます。八女市には多くの家が相当するかもしれません。その中には文化財としての価値もあります。例えば、今、指定を受けている松延邸、それから隈本邸、木下邸、松木邸、大内邸など多くの文化的価値のある古民家がありますが、例えば、文化財に指定された家を改装して、景観を含めて宿泊施設に活用していくということも必要じゃないかと考えております。

それから、定住、移住の観点からは、たくさんの古民家を再生して定住できるような施策は考えられないのか。これをお聞きしたいと思います。これは地域振興課長かな。消防法とかいろんな規約があると思いますけれども、ぜひ先進的な方法で検討する必要性を感じますけれども、課長の御意見はどんなでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現在、我が市において古民家、そして古民家の活用といった点では、特に担当部署というか、事務分掌的に定まっておられませんので、私どもで申し上げる古民家といったものの概念でありますとか、定義といったものは一つ整理する必要はあるかと思いますが、ちょうど今御指摘のように、八女福島で川のじという古い建物を活用されて、簡易宿所を営業されておりますので、この事例に沿って少し御説明をさせていただきますと、もちろん建物の状況でありますとか、その立地とか整備コストとか、そういったものは検討されていくわけでございますけれども、やはり法規上の制限、特に安全性で防火の面で、やはり建築基準法でございますとか、消防法の条件はクリアする必要があると思いますし、もう一つ衛生面ではやはり福岡県への手続と、保健所への手続と、そういったことが必要になってくると思われまますので、まずはこういった点でハードルをクリアされること、こういったところが古民家を宿泊施設として活用する場合の一つのポイントではないかと考えております。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

ぜひ提案しながら、そういったものはどんどん国の制度を利用していくということは大事なことじゃなかろうかと考えております。国の政策の中にも、古民家という字は最近出てくるようになりました。

これは中園副市長ですかね。中園副市長にお聞きしますけれども、この築50年以上の古民

家、ちょっとこれを調べよったら、今、課長が答弁したように、住宅環境からいけば、これは都市景観、都市計画、文化財として扱うならば、これは文化課ですよ。住宅定住、空き家からいけば、これは地域振興課ですよ。これは観光にするなら観光振興課ですよ。非常に1つのことでたらい回しされるわけですね。やはり午前中、橋本議員が言ったように、行政のワンストップサービスということで、行政の中もこれは考えていただけないかと思っておりますが、これについては副市長どのように思われますか。

○副市長（中園昌秀君）

今、議員の古民家に対する市の考え方ということでございますけれども、古民家といっても、今、議員の御説明ございましたとおり、築50年以上を一般的には言うよと。築50年以上の家となれば、八女市には相当あろうと思っています。その古民家という位置づけをしたときに、その施設をどういったふうに生かすのか、使っていくのか、どういったほうが一番いいのかと。今、議員もおっしゃったとおり、民泊でいった方がいいのか、観光でいった方がいいのか、そういったところの方向決めというのもあると思いますし、その施設の所有権、それはどうするのかといったほうがいいし、場所的な問題もあるし、いろんな条件があると思います。したがって、いずれにしましても、古民家を扱うということになれば、どういった活用をしていったらいいのかというのは、まず決めなくちゃならないだろうと思っています。

だから、そういった観点からいっては、確かにどここの部署ということはございませんので、まずは入り口としまして、私が今、議員のほうから質問を受けた答えとしましては、企画政策課の企画政策係、ここでまずはもむという形が今のうちの組織の中では考えられるのかなと思っています。そこでしっかりもんで、その後、ある程度方向性が固まれば、そういった方向で利活用していく方向になると思っています。

したがって、古民家の扱いについては、まず入り口のところ、市がするのか、どこがするのかという、そこから含めて非常に扱いを慎重にしなければならぬだろうと思っていますので、そういった意味では企画のほうなのかなと思ったところでございます。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

今の副市長から答弁があったように、1本で全てが開示できるようなシステム、これはいろんな使い方があるんですよ。だからいわゆる政策も必要だし、そういった対応も必要ですから、企画政策課ということでございますので大変だろうと思うんですけども、よろしく願いしておきます。

次に、地域公共交通網形成計画というのを先日いただきましたけれども、八女市が抱える公共交通体系の諸問題を解決するため、八女市の地域活動戦略と連動し、市民の快適で安全な暮らしを支える、持続的な交通体系を構築とするとあります。これも八女市の総合計画の

基本となっていると思いますが、この計画が総合計画とどのように連動しているのか、ちょっとよくわからない。今までの地域計画の中で交通政策と大きく変わる点、ここが変わっていますよという点があったら答弁をお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

今回の網計画につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律といったものに基づく法定計画となっております。この法律の平成26年の改正を受けまして、新たに策定が可能となったものがございますけれども、従来の公共交通関係の計画との比較ということで御説明いたしますと、従来のものはどうしても、例えば、公共交通の状況を交通事業者そのものに、例えば、そこの経営努力でありますとか、経営の方針といったものに寄せがちであったものがございますけれども、やはり全国各地を見てまいりますと、人口の減少、そしてそれが利用者の減少につながって、公共交通事業者の経営に悪い影響を与えていくということで、さらにその縮小ということで、公共交通が小さくなっていく悪循環に陥っているということで、今回この計画では地域の総合的な政策の主体でございます市町村を加えて、市町村のまちづくりの一環として、公共交通網というのを位置づけております。こういったことで、持続成長できるような公共交通網をつくっていかうといったところが大きく変わった点であり、趣旨と思います。

また、この計画を策定することで私ども市町村側にもメリットがございますし、やはりこの計画に位置づけた特定の事業につきましては国からの財政支援がございますし、法律の特例なども適用していただけるということでございます。

説明は以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

計画の中には特定のものがあるということでございますが、ちょっとそれは特定がわかりませんが、計画書の中に自由意見というのがありますし、これはパブリックコメントの集計と考えていいんでしょうかね。パブリックコメントは何件ぐらい寄せられて、主なコメントはどのくらいあったのか。市民の理解と利用促進を通じた地域公共交通のあり方と書いてあります。私はここがポイントになると思うんですが、検討体制の組織づくり、いわゆる今後の調査研究の手段と手法として、地域住民を対象としたワークショップ方式を考える必要があると書いてあります。ここは非常に大事なことじゃないかと思うんですが、この組織づくりはどのように行われるのか、計画がありましたらお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この計画に関します自由意見につきましては、2つでございます。まず、今御指摘のパブ

リックコメントで、その制度を通じて寄せられた御意見と、それともう一つ、さまざまなアンケート調査を行っておりますので、そのアンケート調査の様式の中の自由意見欄に記載された御意見といったところで記載をさせていただいているところでございます。

パブリックコメントによる意見でございますけれども、全体で6件頂戴しております。そのうち4件は高齢者等の交通弱者の暮らしを支える交通といったテーマに寄せられておまして、残り2つは、やはり先ほど申し上げましたように、持続可能な公共交通をどうやって持続させていくかという点について寄せられたものでございます。

少々内容のほうを御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、高齢者等交通弱者の暮らしを支える公共交通といったテーマに対しましては、例えば、路線バスの便数が少ないことへの不便さとか、もう一つは、例えば、山間地域でどうしてもふる里タクシーのサービスが届かない地域に対して、自家用有償運送制度を導入したらどうかという御提案であったり、もう一つは関連いたしますけれども、福祉有償運送等の制度を支える、これがボランティアベースで進められている事業ということで、もう少ししっかり支援をすべきじゃないか、こういった御意見もありますし、乗合タクシーのエリアを見直してほしい、もう少し広く運行してほしいという御意見もございます。

そして、持続性のほうでございますと、路線バスを小型化すればもう少し運行コストは下がるんじゃないかという御提案もございますし、スクールバスを一般の方も乗せてコミュニティバスとして、移動手段として活用できないか、こういった御意見が寄せられているところでございます。

2点目でございますが、今後の検討体制ということでございますが、特段この網形成に関しまして、市民の皆様との検討の計画はございません。ただ、ふる里タクシーを利用促進するという意味で、なるべく地域のほうに私ども直接出向いてまいりまして、ふる里タクシー制度を初めとして公共交通全般にわたって地域の皆様に丁寧に説明をして回りたいと思っておりますので、そういった機会を利用して、この計画の趣旨でありますとか、地域の声といったものは拾ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

課長答弁にもあったように、やはり八女市を中心として各町村がその町村でまた人を集めるような交通体系でなければならん。町村を基点として計画をすべきと思うし、それぞれの地域が活性化を狙う交通体系じゃなからにやいかんと思っております。

そして、デマンドバスも、それから路線バスも、利用する人の8割から9割が満足だと言っておられます。満足も8割、9割満足やったら、もう変える必要もないと思うんですけども、やはり今言われたように、できるところやったらすぐ取っかかってほしいと私は

思っております。

一つだけ、ちょっと路線バスのダイヤ改正に向けては、例えば、堀川バスが朝行くときに、1時間バスが早くできたならば課外事業に行けるとかなとか、あるいは夕方1時間遅くなれば、私の子どもはクラブ活動が一生懸命できるんですがという意見もございます。学校が試験等で半日で終わったなら、お昼にバスに乗りおくれたら3時間待つかやんとかいういろんな意見がございますけれども、こういったことは以前、そこにおられる松尾部長に申ししておりましたけれども、ダイヤ改正というのはそう簡単にはいきませんよということをお伺いしておりましたので、ぜひ新しい計画の中でいろんなワークショップとかそういったものを開きながら、改正していくところは改正していただきたいと思っておりますのでございます。

八女東部というのは、公共は堀川バス1本ですよ。デマンドはそこにありますけれども、行きどまりなんですね。大分県のほうから矢部に買い物に来られる人もおります。中津江、上津江からですね。矢部よりもやっぱり過疎というイメージと品物が無いという観点で、向こうからわざわざ車を借りて買い物に来るといった人もたくさんおられます。これは普通の者はわからんでしょう。そいけん、私にどうかバスを通してくださいという意見もあるんですよ。バス、朝1便、夕方1便あったらえらい助かるとですばってんがとってから、大分県のほうからそういう意見がある。

そうすると、例えば、星野のトンネルができれば、星野のトンネルを越えて定期バスも通えるじゃなかですかね。やっぱり風通しをよくするということは大事なことだろうと思うんです。そういうことでお願いをしておきたいと思えます。

また、デマンド交通、計画書の10ページに高齢化率は東部のみならず八女市周辺でもやっぱりこれは起きております。非常に計画書の10ページの高齢化率を見てびっくりした。これは八女東部だけじゃないですよ。ですから運転免許証も、残念ながら高齢者の方というのはデマンドタクシーに登録しておきながら、やっぱり利用しないのもあるかもしれませんけれども、残念ながら自分の一生を終えて亡くなる人もそれは多いです。ところが、何で運転免許証の返還率が多くなるかという、こっち中心部は、それはいつでもタクシーはあるし、いつでもバスはあるし、いつでも電車は乗れるし、高速バスはあると。どうかしたら、ちょこっと行けば新幹線もあるという状況の中では、それは返納しても困らんかもしれん。東部の人たちは、それは大変ですよ。ですから、私はそこんにきを言いたいんですね。

今、免許証の更新をするのに、おばあさんがまだ90歳でも乗るという状況の中で、やはり自分の足がなかったら困るんですよ。それでデマンド交通のシステムがどうのこうの言っているんじゃないんですよ。今、車の性能がよくなって、軽トラックでも自動停止ブレーキがつくような時代です。車社会が高齢者向けの車をどんどんつくってくるから、高齢者は免許証を返納しないですよ。もうじいさん、ばあさんに、自動停止ブレーキが軽トラックについ

たげなやんかい、それば買うてやろいちいうことで、どんどん行きます。そいけん、もう車社会がどんどん先に行くと、地域に乗りおくれとるデマンド交通もどんどん少なくなってくる。これは当たり前のことですよね。ですからね、それはやっぱり返納者には60千円でしたか、あれをやりましたけれども、やっぱりね、少しそれは考えたがいいかもしれんですね。どうして利用者の拡大を図るか。これは自動車のスピードよりも大分おくれておると私は理解しておりますので、ぜひ市町村が小さなコミュニティとして社会生活ができるよう、いわゆる杓子定規の扱いにならないように計画を出していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移りますけれども、4月8日の朝に大変な農作物の凍霜害を受けました。これは今、市長から答弁があったように、キウイ、柿、あるいは一番ひどかったのはお茶についてなんです、どういう状況であったのか、課長、説明をお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

まず、お茶についてでございますけれども、4月8日の朝の霜ということで8日から9日にかけてJAの指導員、茶業部会が中心になって現地の被害状況を見ていただいております中で、この数字が最終的な数字になるのかどうかわかりませんが、旧八女地域では8.5ヘクタール、特に今度は黒木、上陽、矢部、星野の山間地については500ヘクタールぐらいの霜による被害があるんじゃないかと。それがそのまま生産につながるかどうかという判断は、それ以後になってこようかと思っておりますのでございます。

それと、市長答弁の中にもございましたように、茶以外に新芽が芽吹いていたということで、キウイにつきましてが2ヘクタール余り、柿についてが1.3ヘクタール余り、それと若干ナシ、イチジクにもあったとは聞いておりますけれども、これにつきましては些少であったということで、県への4月8日の凍霜害の被害ということにつきましては、お茶、キウイ、柿ということで、以上3品目の報告を上げさせていただいております。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

被害、現地で……。朝、矢部はマイナス2度でしたね。消防署、温かいところ、そして1メートルぐらいのところではかりますから、当然地表はまだ低いと。そして、山間部に入れば、まだそれよりも下がってくるということになりますから、マイナス5度ぐらいから6度ぐらいあったんじゃないかと理解をしております。

防霜施設でも八女東部は、今度は大変な被害でございました。これは恐らく八女市の平坦部というのはほとんどあっていない。どうかすると、収量も単価もプラス傾向になっておるんですよ。ところが軒並み黒木から上陽、星野、矢部、ここは被害に遭いました。中山間地域は防霜施設すら、やはり経営的に苦しい農家がおられて、本当言ったら泣いておられま

すよ。やはり4月以降、どういった対策をとられたのか。それは農協と協議していいですよ。じゃ、実際その対策の中身というのはどんな対策の中身なのか、ちょっとお知らせください。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃったように、茶業部会であったりとか、茶関係者の中で9日の午後に緊急の対策会議を行っていただいております。

そのときの協議の内容でございますけれども、まずは各地区の被害状況をJAふくおか八女管内の全て、その把握に努めたと。その中で被害を受けておる園の今後の対策についてを協議されております。

答弁書にも書いておりましたけれども、緊急情報を作成して部会員のほうへファクスによる送信をさせていただいております状況で、特に中山間地の茶園につきましては、剪定の判断についての議論をされたということでございます。

それと、当然それぞれの地域で新芽の状況が違っておった関係で、私は素人なんで、その園その園での措置については私の知恵ではちょっとその辺判断ができませんけれども、その指導員の皆様方、そういった方が現地に行った中での最適の判断をしようということでの協議がなされたということでございます。

以上でございます。

○16番（栗原吉平君）

農協出荷分、JA通して農家が農協へ出荷をされた分というのはデータが出ております。データを一つ一つ言いますと時間がかかりますから言いませんけれども、これは黒木、矢部、上陽、星野は軒並み2割から3割の減、単価もそうでした。先ほど言ったように、農協へ出荷された分がそれだけです。ところが農協へ出荷された分というのは、ある程度防霜施設をとってそれぐらいです。ところが防霜施設していないところはほとんど全滅したと理解をしてほしいと思います。

それで、対策会議というところでございますけれども、やはり農家というのは収入が入らなくても来年のために消毒をしたりいろんな管理をせにゃいかん。それは十分御承知。これは、問題は農協相手です。ほとんどが農協相手ですから、銀行はまずほとんどないと思うんですが、購買代金、肥料、農薬、資材、こういったものは今月の15日に決済日を迎えます。これは収入がなくても農家にはそれだけの債務が来ます。これについて、私は行政が悪いとか、そういうことは言っていない。やはり対策として農家に寄り添った対策ができていたのかどうかですよ。加工工場も自分たちは霜にやられたから量が少ないから、ちょっと、やはり加工料を下げようという自助努力もありますよ。いろんな自助努力をせにゃいかん。そういったことをきちっとやっばり行政も寄り添ったようにしとかにゃいかん。

黒木の生産者から霜で全滅して二、三日後にJ Aからファクスが1枚来て、ファクスがたった1枚来た。それには何て書いてあったかという、剪定してくださいと。剪定して肥料をやってくださいということだったそうです。私はそれを見とらんけれども、生産者から聞いた話なんですけどね。行政がどうのこうのじゃないんですよ。本当に困っているのは農家であるということで、ぜひ動いてもらいたい。だから、そのためには農協に対して、例えば、借入金を資金にかえるとか、未収金に困っておるならば、やはり少し延長してもらって、助成をすることか、農家を聞き取り回して、さっき言いましたように聞き取りして、早急に農家ともう一遍協議する必要があるのかなと私は思っております。

そろそろ終わりますけれども、今度はちょっと部長にお聞きします。

お茶農家は一晩で1年の全てが終わります。これは自然災害ですよね。霜で全てが終わる。しかし、それを承知で経営をしております。6月きょう現在では2割から3割の減です。防霜施設のない農家はもう本当に深刻。それより、このことによって農家がやはり茶農家として離農する、農家をやめてしまうということが大きいと思うんですね。この点については抜かりなく、4月8日前はFM八女も繰り返しFMで放送しておりました。防霜ファンの点検をするように、あるいはあした霜がおりるかもしれないから用心して防霜資材をかけてくださいというような、そういった警告はきちっとされておりました。これは問題ないと思います。ですから、毎年粗茶価格はずっと下がってくる。中山間地域の茶農家は高齢化とコストのかかる上で、苦しい環境がある。

しかしながら、平成27年度に八女茶は名声として地理的表示保護制度(G I)を受けました。これはもう明るい話題でもありますけれども、なかなかそういった企画にあらわれないという現実があります。農家は必死に頑張っているんですよ。生産者の中には、一番怖いのは今回の打撃で経営をやめていく農家がふえていくというのが今言ったとおりでございます。やはり今後、J Aと協力して徹底した対策をしてほしいというのがある。

それから、農林水産省のホームページに、G I制度の中に「生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的としています」、このG I制度は生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護とG Iマークは言っているそうでございます。玉露は伝統本玉露として品評会でも非常に全国で名を高めてまいりました。それは先人と現在の人の努力です。G Iとしてそれを世界に打って出るのも、それはそれで大事かもしれません。世界にどんどん打って出るのも、それは大事かもしれない。しかしながら、産地が潰れてはどうもこうもありません。今回は今回の霜害で相当打撃を受け、茶栽培をやめる人も出てきましたけれども、やはりそこは行政がしっかりと支援していくことが大事だと思いますが、最後に部長の見解をお願いします。

○建設経済部長(松延久良君)

お答えいたします。

議員おっしゃるように、お茶の経営にとりまして最大のリスクが遅霜、晩霜でございまして、これは50年以上前からこの八女の地の中でずっと最大のリスクということで生産者も一生懸命いろんな策を講じられてきたと思っております。近くでは平成22年に大きな霜害がございまして、収穫間際の新芽が枯れてしまうといったようなことがかなり広範囲で起きております。そのときが最終的に一番茶の売り上げについては9割を超したということで、次に再生した芽を大事にして、それを収穫されたということでございます。

今回の場合、私も農業振興課長と一緒に現場のほうに行きましたけれども、新芽が完全に枯れてしまって、次の再生は非常に厳しいという状況も確かにあったと思っております。この辺につきましては、一つはやはり防霜施設という今物理的な施設がございまして、これに対する国、県の補助金がございまして、さらに今回の霜にも対応できるような機能を向上させていくといったような国、県への要望を今後も続けていくということとあわせて、やはりいろんな耕種的な栽培の中で、例えば、養分を十分につけておくといったようなこと、あるいは品種が非常に霜に弱い品種をどうなのかということの検証も含めてやっていかやんと考えております。

ただ、おっしゃるように、ことしの霜については、収穫皆無、ほとんど収益が上がらないという農家も確かに存在すると聞いておりますので、十分に農協なり、あるいは茶業部会の生産者の皆さん方の御意見を聞きながら取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（栗原吉平君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（川口誠二君）

16番栗原吉平議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時29分 延会